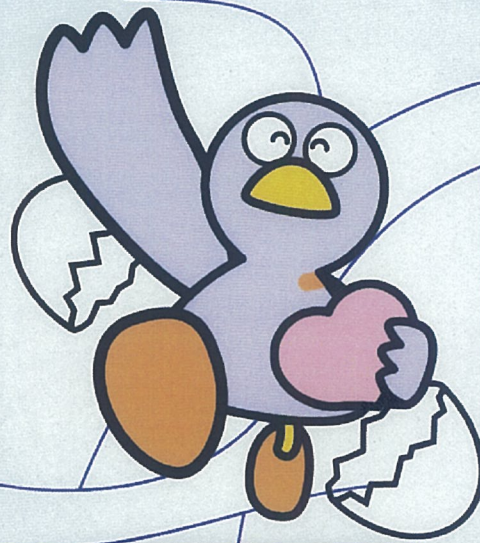




埼玉県  
SAITAMA PREFECTURE

# 彩の国 生徒指導ハンドブック

～いじめ・自殺・暴力行為の予防に向けて～



New

埼玉県教育委員会

It's

ニュー・アイズ

## 目次

I いじめ防止対策編	5
いじめ撲滅宣言	6
子どもを守るためのいじめ根絶に関する決議	7
1 いじめの問題の基本的認識	8
(1) いじめの重大性	8
(2) いじめの定義	8
(3) いじめの分類	9
(4) 最近のいじめの特徴	9
(5) いじめの構造	11
2 いじめの発見	11
いじめ発見のチェックポイント	12
いじめの見極めと状況別対応	14
(1) いじめの発見のために	15
(2) いじめの取組のチェックポイント	16
3 いじめへの対応	18
(1) いじめている子どもへの指導	18
出席停止・懲戒処分	18
(2) いじめられている子どもへの支援	18
(3) 周りではやし立てる子どもへの対応	19
(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応	19
(5) 学級全体への対応	19
(6) 保護者への対応	20
(7) いじめに対する初期対応(例)	21
いじめ問題への組織的対応図(例)	22
いじめ加害・警察との連携	23
(8) ネットいじめへの対応	24

4	いじめの予防	25
	(1) 教師の言動・姿勢	25
	(2) 学級づくり	27
	(3) 学習指導	27
	(4) 親同士のネットワークづくり	28
	コラム：教師が見て見ぬふりの対応に陥らないために	29
	資料1 家庭用いじめ発見チェックシート	31
	資料2 いじめ（生活）アンケート実施上のガイドライン（例）	32
	資料3 ネット上の見守り活動の手引（抜粋）	36
	資料4 彩の国の道徳（いじめに関する資料）	43
	資料5 相談窓口一覧	44
II	自殺予防対策編	45
1	自殺予防の取組	46
	(1) 生命を大切にする指導	46
	～全ての児童生徒を対象として～	
	(2) 自殺のサインと対応	48
	～気がかりな児童生徒たちを見つける～	
	(3) 自殺直前のサイン	50
	～個別の支援が必要な児童生徒への特別な対応～	
2	自殺予防のための校内体制	52
	(1) 児童生徒のSOSに気づく校内体制	52
	(2) 自殺予防のための教育相談体制	52
	(3) 危機対応のための校内体制	54
	(4) 自殺予防のための校外における連携	55
3	不幸にして自殺が起こってしまったときの対応	56
	(1) 危機対応の体制	56
	(2) 遺族へのかかわり	57
	(3) 情報収集・発信	57
	(4) 保護者への説明	58
	(5) 心のケア	58
	(6) 学校活動の再開	59
	資料 児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について	62
	（調査のフロー図）	

Ⅲ	暴力行為防止対策編	63
1	暴力行為防止のポイント	64
	(1) 校内指導体制でのポイント	64
	(2) 家庭・地域との連携のポイント	64
	(3) 小中連携のポイント	65
2	暴力行為防止のチェックリストの作成・活用	65
3	暴力行為に対する対策と具体例	68
Ⅳ	付属資料	75
	(1) 生徒指導提要	76
	(2) 教育に関する3つの達成目標「規律ある態度」	93
	(3) 学校と警察署との連絡等に関する協定書	94
	(4) 生徒懲戒チェックリスト等	97
	(5) 生徒指導関係法令	98

# I いじめ防止対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

- ・学級活動リーフレット 先生！！あなたのクラス大丈夫！？  
[小学校版・中学校版]（平成24年12月 埼玉県教育委員会）
- ・生徒指導リーフ（平成23年3月～ 国立教育政策研究所）Leaf 7～9
- ・生徒指導支援資料「いじめを理解する」「いじめを予防する」「いじめを減らす」（平成21年4月 国立教育政策研究所）
- ・彩の国の道徳（平成22年3月 埼玉県教育委員会）
- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 173, 174
- ・いじめ問題への初期対応と対応マニュアル（平成21年3月 岩手県総合教育センター教育相談担当 ）

# いじめ撲滅宣言

私たちは、子供たちが安心して健やかに成長できる社会をつくるため、「いじめは絶対に許さない」、「子供たちを守る」という強い決意のもと、県民総ぐるみでいじめ撲滅に徹底的に取り組み続けることを宣言します。

○学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。

いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。

家庭、地域、県や市町村、関係団体では、学校の取組を全力で支援します。

○家庭では、他人を思いやる大切さや生命の大切さを教えるとともに、いじめから我が子を守ります。

我が子がいじめをしたら本気でしかります。

○地域では、「地域の子供は地域で育てる」という認識のもと、学校や家庭と連携し、それぞれの役割に応じていじめ撲滅に積極的に関わります。

○県や市町村、関係団体では、「いじめ問題は社会全体で取り組むべき課題である」という意識の醸成を図るとともに、あらゆる方策を講じて未然防止・早期発見・早期解決に全力で取り組みます。

平成24年11月20日

埼玉県知事

埼玉県教育委員会委員長

埼玉県警察本部長

埼玉州市長会会長

埼玉県町村会会長

埼玉州市町村教育委員会連合会会長

埼玉県公立小学校校長会会長

埼玉県中学校長会会長

埼玉県高等学校長協会会長

(社)埼玉県私立中学高等学校協会会長

埼玉県PTA連合会会長

埼玉県高等学校PTA連合会会長

埼玉県特別支援学校PTA連合会会長

埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会会長

青少年育成埼玉県民会議会長

## 子どもを守るためのいじめ根絶に関する決議

子どもたちが、多くの可能性にチャレンジしながらたくましく成長することは、県民すべての願いである。

しかし、最近では、携帯電話等を利用したいわゆる「ネットいじめ」が新しい形のいじめとして深刻化している。

「ネットいじめ」では、個人情報や身に覚えのない中傷が安易に流れるだけではなく、第三者がいじめに加わるなど、加害者側と被害者側の関係が複雑化かつ多様化しており、大人から非常に見えにくいという点が、大きな特徴となっている。

いじめを防止するためには、「いじめを絶対に許さない」という強い信念のもとに、県、市町村、学校、保護者、県民等が連携してきずなを深め、社会総掛かりで取り組む必要がある。

よって、本県議会は、子どもの健やかな成長と豊かな心をはぐくむため、かけがえのない命の尊さを一層訴え続けるとともに、県民と一体となって、いじめの根絶を目指して、全力で取り組むものとする。

以上、決議する。

平成21年7月10日

埼玉県議会

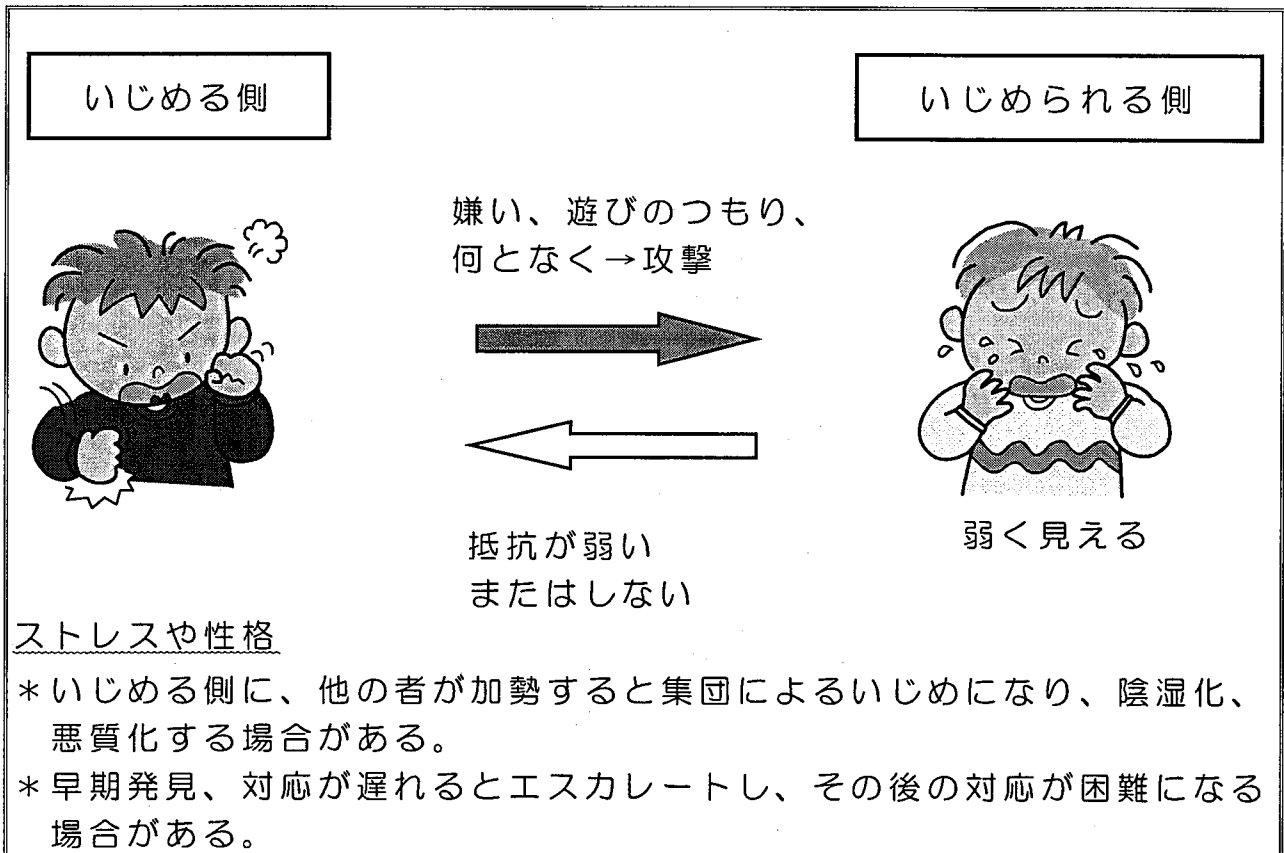
# 1 いじめの問題の基本的認識

## (1) いじめの重大性

「いじめによる自殺」が発生しています。なんとしてもこのような悲劇を引き起こさないよう努力しなければなりません。また、自殺に至らないとしても、いじめによる身体的・心理的な苦痛が多くの児童生徒に深刻な影響を与えています。

いじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものです。

### ○いじめの発生のしくみ「なぜいじめの？」



## (2) 「いじめ」の定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のあ



る者を指す。

(注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5)けんか等を除く。

(文部科学省「平成18年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より抜粋)

### (3) いじめの分類

#### ① けんか・いじわる型「いじめ」

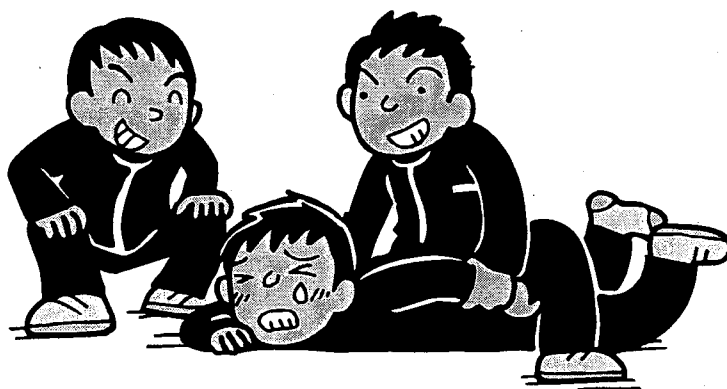
入学時や進級時の新しい集団づくりの際に多く見られ、悪口や単純な嫌がらせ、いじわるなどを単発的に行うものです。けんかは、当事者に一定程度の対等な力関係が存在し、意思の疎通の支障や誤解、互いの利益の衝突によって引き起こされますが、これが、深刻ないじめに発展することもあります。

#### ② ふざけ型「いじめ」

小学校の高学年から中学生以上の段階に多く見られます。妬みやうっぶん晴らしのためにゲーム的に特定の個人に対して、無視・仲間はずれ、悪質な落書き、持ち物隠しなどをするもので、長期に継続することが多いのが特徴です。

#### ③ 非行型「いじめ」

中学生以上の段階に多く見られ、非行傾向をもつ集団による行為として、恐喝、暴力、嫌がることの強制、物を壊すなどがあります。長期に継続することが多いのが特徴です。



### (4) 最近のいじめの特徴

#### ① 変化するいじめの立場

本県で行ったいじめに関する調査では、いじめ被害経験がある子どもは37.9%、いじめ加害経験がある子どもは35.6%と回答しています。

両方の経験がある者は18.5%となっており、特に小学校段階では、被害と加害の双方を経験しています。子どもの友達関係が極めて不安定な状況にあることを示しています。

## ② 集団化・陰湿化するいじめ

集団で特定の個人をいじめる形をとり、集団からはみ出す者は誰でもいじめの対象になり得ます。子どもは誰もが、自分がいじめられるのではないかと不安をもって生活するようになります。

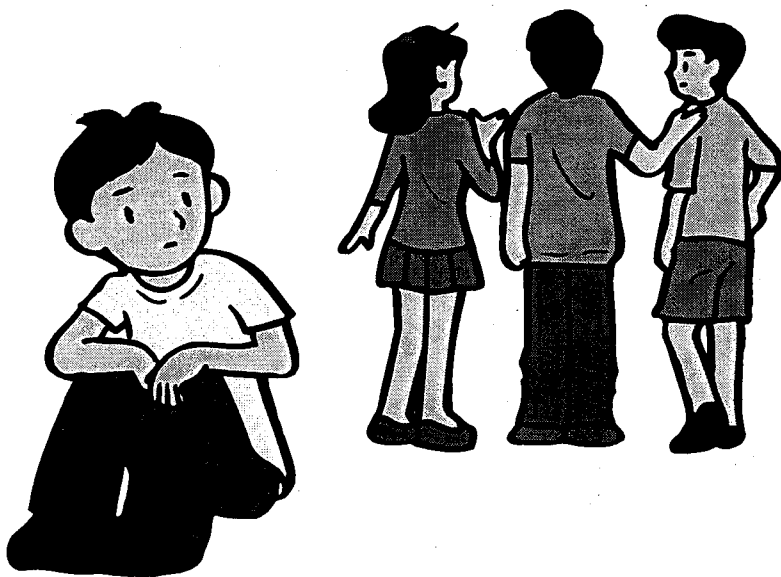
## ③ ネットいじめ

小学校高学年、中高生では、携帯電話やインターネットを使ってブログやプロフなどに「死ね」などの悪口を不特定多数が書き込む等の「顔の見えないいじめ」（ネットいじめ）が急増しています。被害にあった子どもは、強い人間不信に陥る傾向にあります。

## ポイント：いじめられる側にも問題がある？

児童生徒の個性や能力をもっていじめられる理由とすることは許されません。いじめは、ささいなことを理由にしたもので、いじめる側の自己中心的な動機から始まるものです。

いじめられる側に責めを負わせることは、断じてあってはなりません。問題はいじめる側にあります。ただし、いじめる側の背景にも目を向けなければ、いじめ根絶の学級や学校の風土は生まれません。「いじめは絶対に許されないこと。」を理解させ、なおかつ、いじめる側の複雑な心の屈折やストレス、成育歴等も総合的に理解した上で指導することが再発防止のためにも重要となります。



(5) いじめの構造

D 見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

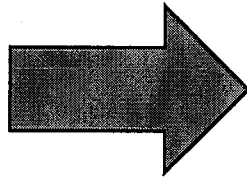
- ・自分がいじめられないために関わらない。
- ・いじめられている者の気持ちが理解できない。

C 周りではやし立てる子ども（観衆）

- ・いじめをおもしろがる。
- ・時にはいじめに加わる。



B いじめる  
子ども



A いじめられる  
子ども

ポイント：

- ① 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どももいじめを助長している。
- ② AとBの関係は、立場が逆転する場合がある。

## 2 いじめの発見

いじめが発生した場合、発見・対応が遅れると深刻化することが多くあります。いじめの解決は、早期発見がカギを握っています。いじめの発見の方法としては、次のようなものが考えられます。

- チェックポイントによる確認（定期的に学年会議、職員会議などで）
- アンケート調査の実施（学期に1回以上を目安に）
- 個別面談の実施
- 個人ノートや生活ノートといったような教師と児童生徒との間で日常行われている日記等
- 教室までの経路等の変更（迂回、早めの到着、遅めの退出）
- 家庭訪問

特にチェックポイントによる確認は、学級担任を中心とする教職員が、毎日の学校生活での変化を的確にとらえやすく、いじめ発見には大変有効です。

いじめ発見のチェックポイント

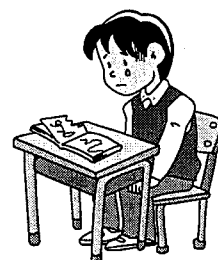
	観察の視点	あてはまる 子の名前
朝の会	<input type="checkbox"/> 担任が来るまで廊下で待っている <input type="checkbox"/> 他の子どもより早く登校する <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席が多くなる <input type="checkbox"/> 担任のあいさつや出席確認のときに返事がない、または極端に小さい <input type="checkbox"/> 沈んだ表情や緊張した様子をしている	
授業の開始時及び授業	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入ってくる <input type="checkbox"/> 授業の始めに用具が散乱している <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 班決めなどのとき、話し合いの輪に入れない <input type="checkbox"/> 係などを選ぶとき、その子の名前があがったり、ふざけ半分に推薦されたりする <input type="checkbox"/> ほめられると、嘲笑やかからかい等が起こる <input type="checkbox"/> 正しい意見なのに冷やかされる <input type="checkbox"/> 発表回数が少なくなり、活発さがなくなる <input type="checkbox"/> 教室の掲示物や作品、机に落書きやいたずらをされる <input type="checkbox"/> その子への配布を嫌がる雰囲気がある <input type="checkbox"/> 実験などの後片付けをいつもやらされている <input type="checkbox"/> 道具や器具にさわらせてもらえず、順番がなかなか回ってこない <input type="checkbox"/> 音楽の授業で歌えなくなる <input type="checkbox"/> 内緒話をされている <input type="checkbox"/> 不自然に机や椅子が離されている <input type="checkbox"/> 不調を訴え、保健室に行くことが増える	
休み時間	<input type="checkbox"/> いつも一人でポツンとしている <input type="checkbox"/> 笑顔が見られずおどおどしている <input type="checkbox"/> 特に用事がないのによく職員室に来る <input type="checkbox"/> 移動教室のとき、荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 格闘技ごっこなどでやられている <input type="checkbox"/> 保健室や相談室に来る回数が多くなる <input type="checkbox"/> 授業が始まって教室に戻りたがらない	
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作らない、または寄せても隙間がある <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる（意図的な配り忘れ、盛り付けの量の差など） <input type="checkbox"/> 給食を食べない、食欲がない <input type="checkbox"/> 早食い競争などをやらされている <input type="checkbox"/> 配膳を嫌がられている <input type="checkbox"/> いつも片付けをさせられている	
清掃時	<input type="checkbox"/> 一人黙々と清掃しているが、表情が暗い <input type="checkbox"/> 机や椅子が運ばれずに、放置されている <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、ぬれたりしている <input type="checkbox"/> 清掃後、頻繁に授業に遅れてくる	

帰りの会	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなると、よく訴えに来る <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破けていたりしている <input type="checkbox"/> 泣いている、または机に伏せたまましている <input type="checkbox"/> 自分の持ち物でないものを机やロッカー、カバンに入れている	
部活動・クラブ活動	<input type="checkbox"/> 参加しないことが多く、表情も暗い <input type="checkbox"/> 一人だけで、大変な仕事（準備や後片付け）をやらされている <input type="checkbox"/> ペアの練習で、いつも取り残される <input type="checkbox"/> 練習のふりをして、ボールを当てられたり、体当たりされたりしている <input type="checkbox"/> 他の部員から強い口調で注意されたり、使い走りにされたりしている <input type="checkbox"/> 辞めたいなどの訴えがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしないけど、あざ、汚れがある <input type="checkbox"/> 道具を隠される <input type="checkbox"/> 孤立している	
放課後から下校時	<input type="checkbox"/> 急いで下校する、あるいはいつまでも学校に残っている <input type="checkbox"/> 机がひっくり返されたり、ロッカーが荒らされたりしている <input type="checkbox"/> いつも教師に相談したそうに寄って来る <input type="checkbox"/> 鞆や持ち物がなくなっている <input type="checkbox"/> ゴミ箱の中に持ち物や服等が捨てられている <input type="checkbox"/> 校舎内の柱や壁などに悪口や傷つくような内容の落書きをされている <input type="checkbox"/> 皆の荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 遠回りして帰る <input type="checkbox"/> 一人で帰る	
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 皆の嫌がる仕事や大変な仕事を押し付けられる <input type="checkbox"/> 一人で離れて仕事をしている <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、学級委員や班長に選ばれる <input type="checkbox"/> 無理に役員を押し付けられる <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 一人の子の机や持ち物をさわろうとしない <input type="checkbox"/> 連絡帳、生活ノート、絵画作品等にかげりのある表現が見受けられる。	

### いじめ早期発見のチェックポイント

ポイント：

- ① 該当する項目があれば、子どもに声を掛ける。
- ② 複数該当する項目があれば、学年等職員に相談する。



## いじめの見極めと状況別対応

### 未然防止

- 1 全教職員が危機意識を持ち、気になることをすぐ伝えあう雰囲気づくり
- 2 いじめ対策委員会や事例検討会議等の活性化
- 3 いじめは、絶対に許さない。いじめられている子どもを守り抜くことを宣言
- 4 いじめの理解と抑止に結び付く調査の実施
- 5 道徳や人権の学習をとおして、心の教育の推進
- 6 社会性を育成するプログラムの実践

### 早期発見

いじめの情報・訴え等



### 早期対応

1 即時にチームで対応

#### 《事実確認・情報収集》

- ・ いじめられた側の子どもから
- ・ 保護者から
- ・ 教職員から
- ・ いじめた側の子どもから
- ・ その他（友人など）



2 解決に向けた適切且つ誠実な対応



- |     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 1   | いじめの事実がない場合                           |
| (1) | 一人で判断しない。情報を集めチームで対応                  |
| (2) | いじめを訴える子どもの話を否定せず教育相談を継続              |
| (3) | 継続的な行動観察と援助                           |
| 2   | いじめの事実があった場合                          |
| (1) | いじめられる子どもの安全確保と継続的援助                  |
| (2) | いじめる子どもへの指導と援助                        |
| (3) | 恐喝・暴力行為等は警察と連携                        |
| 3   | いじている子どもがいじめではないという場合                 |
| (1) | いじめという言葉を使わずに、どのような行為をしたのかを確認する       |
| (2) | その行為が相手にとってつらいものであることを納得させ、その行為をやめさせる |
| 4   | いじめられている子どもがいじめではないという場合              |
| (1) | いじめという言葉を使わずに、どのような行為をされたのかを確認する      |
| (2) | つらい気持ちを受け止め、継続的な行動観察と援助を行う            |

解決の難しいケースは教育委員会、  
関係機関と連携

ポイント：いじめかトラブルかの判断・対応は、一人でするのではなく、  
チームで行う。

(1) いじめの発見のために

① 早期発見のための担任の心がけ

ともに学び、ともに喜び、いつでも子どもを支えていくという「支援・援助者としての教師」であることを児童生徒に意識させることが、結果として、教師に対する自発的な相談として返ってきます。

また、いじめの情報が寄せられたときは、いつもいじめ解決の過程での適切な仲裁者となるようにすることです。特に、初期の段階では、いじめが児童生徒の思いやりの精神で解決できるように努めることが重要です。そのような対応の積み重ねが、当事者はもちろん、その他の児童生徒からも大きな信頼を得ることになります。

② 早期発見のための学校の対応

学級担任は、学級活動、授業、給食、清掃の時間など、日常の学校生活をとおして、児童生徒の人間関係や力関係などを観察することができます。また、「日記」などを使った相互通信や、アンケートによる生活実態調査等で子どもの姿をつかむこともできます。授業担当者も、授業中の児童生徒の言動に対する他の児童生徒の反応などから、集団の中における人間関係や力関係をつかむことができます。

また、養護教諭や相談員のところには、さまざまな情報が入ってきます。心の悩みをもつ児童生徒は、保健室や相談室を頻繁に訪れる傾向があります。

これら学級担任、教科担任、養護教諭などが読み取ったいじめのサインを、教師間で共有することが大切です。

特に生徒指導担当教師は校内のネットワークの要となるように心がけます。情報を整理し積極的に話し合いの場を設定し、相談機関等外部との協力体制をつくります。また、問題が生じた時には当事者の家庭と学校責任者との連絡調整を行うなど、その役割を積極的に果たしていかなければなりません。

ポイント：早期発見のための情報収集ができる校内のネットワークをつくり対応する。

(2) いじめの取組のチェックポイント

項 目		評価	
指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践を行っているか。	
	2	いじめの態様、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
	3	いじめをはじめとする問題行動等に対しては、あらかじめ定められている指導基準に基づき、「してはいけないことはしてはいけない」と毅然としたねばり強い指導を行っているか。	
	4	いじめられている子どもの立場に立った指導を行うとともに、いじめられている児童生徒を守りとおす姿勢を示しているか。	
	5	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談・確認を確実にし、学校全体で対応する体制が確立しているか。	
教育指導	6	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導にあたっているか。	
	7	学校全体として、校長をはじめ各教職員がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
	8	道徳や学級活動(ホ-ル-ム)の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
	9	学級活動(ホ-ル-ム)や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言が行われているか。	
	10	児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。	
	12	いじめを行う児童生徒に対しては、総合的な背景の理解や特別な指導計画による指導の他、状況によっては、出席停止(義務教育)や警察との連携による措置も視野に入れた、毅然とした対応を行うこととしているか。	
	13	いじめられる児童生徒に対して、心のケアやさまざまな弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行っているか。	
	14	いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	
	15	部活動(中高生)における生徒同士の人間関係等を積極的に把握し、良好な関係が築けるよう指導しているか。	



	16	授業規律を確立するために指導方針や指導基準を明確に示して、全教職員で取り組んでいるか。	
早期発見・早期対応	17	教職員は、日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
	18	児童生徒の生活実態について、きめ細かく把握に努めているか。	
	19	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。	
	20	いじめについて訴えなどがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
	21	いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。	
	22	校内に児童生徒の悩みや要望を受け止めることができるような教育相談（スクールカウンセラー、相談員等）の体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
	23	学校における教育相談体制について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
	24	教育相談の実施にあたっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。また、教育センター、人権窓口、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
	25	児童生徒等の個人情報の取扱について、ガイドラインに基づき適切に取り扱われているか。	
家庭地域との連携	26	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得られるようにしているか。	
	27	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
	28	いじめが起きた場合、学校として家庭との連携を密にし、一致協力してその解決にあたっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	



### 3 いじめへの対応

#### (1) いじめている子どもへの指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、ただちにいじめをやめさせます。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図ります。

- 1 いじめの事実関係・きっかけ・原因などの客観的な情報を収集する。
- 2 安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置をとる。
- 3 いじめを完全にやめさせる。
- 4 いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- 5 人権と生命の尊さを理解させる。
- 6 多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感をもたせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- 8 いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。

#### ポイント：出席停止・懲戒処分とその留意事項

小学校、中学校では、いじめを繰り返す児童生徒に対し、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置をとることを検討します。

学校は、当該児童生徒に対して、学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、家庭との連携を十分に図る必要があります。

高等学校では、校長の行う懲戒処分があります。その実施の際にはいじめの事実確認を的確、正確に行うこと、本人や保護者からも意見を聞く機会を設けること、懲戒期間中の学習指導等に留意することなどが重要です。また、ホームルーム活動の工夫改善や学年での生活指導の充実等、学校内における再発防止策を講じ、いじめのない学校づくりに全力をあげて取り組むことが重要です。

#### (2) いじめられている子どもへの支援

いじめられる側にも問題があるという考え方で接することのないように留意します。そこで、本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴きます。また、日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておくことが大切です。

- 1 秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- 2 いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- 3 不安を除去し、安全の確保に努める。
- 4 身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- 5 自分の弱み・コンプレックスに対する否定的な見方や考え方をやめ、よい方向に自らを変えていけるようにする。
- 6 自信回復への積極的支援を行う。
- 7 不信感を抱いている対人関係の回復を支援する。
- 8 機会あるごとにコミュニケーションをもち、子どもとの信頼関係をつくる。
- 9 自分の気持ちを自信をもって表現できるよう積極的支援を図る。

(3) 周りではやし立てる子どもへの対応

- 1 はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。
- 2 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- 1 いじめは、他人事でないことを理解させる。
- 2 いじめを知らせる勇気をもたせる。
- 3 傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気づかせる。

(5) 学級全体への対応

- 1 話し合いなどをおして、いじめを考える。
- 2 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 3 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- 4 いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 5 道徳教育の充実を図る。
- 6 特別活動をとおして、好ましい人間関係を築く。
- 7 行事等をとおして、学級の連帯感を育てる。

(6) 保護者への対応

保護者の立場に立って、共感的に理解し、信頼関係を確立する。

ア 被害者の保護者に対して

- ①速やかに家庭訪問し、学校で把握した状況を正確かつ丁寧に説明する。
- ②学校として、徹底して子どもを守り、支援していくことや学校の取組方針を具体的に伝え、誠実に対応する。
- ③対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者の気持ちを受容し、対応策について協議する。
- ④定期的に面談・家庭訪問をし、誠意を尽くした対話をする。
- ⑤子どもの様子の変化などの経過について緊密に連絡を取り合う。

イ 加害者の保護者に対して

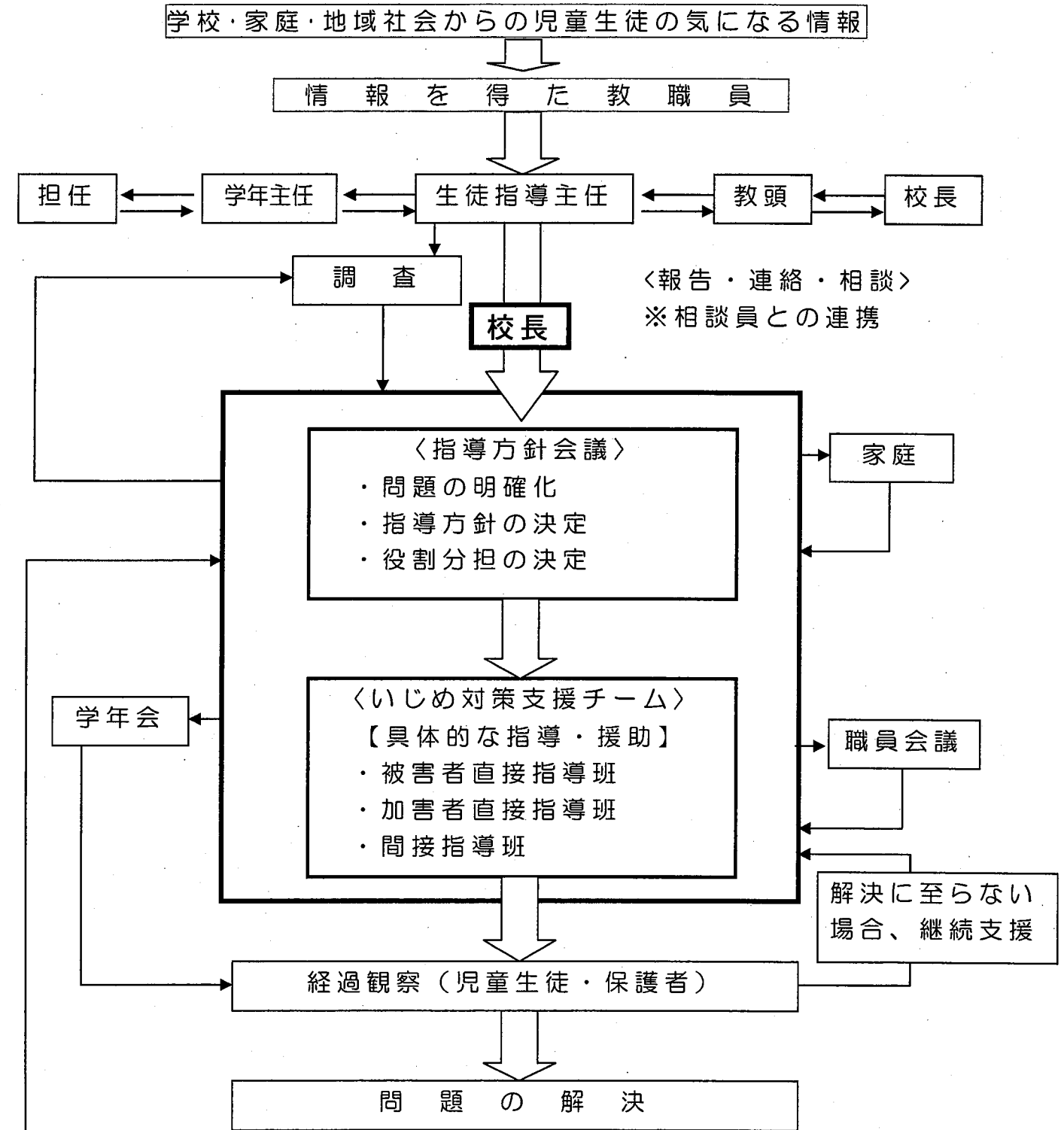
- ①速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。いじめの深刻さを認識してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ②いじめの加害状況の共通認識と今後の対応への協力を得る。被害者への謝罪を促す。
- ③いじめ行為は許されるものではないという毅然とした姿勢を維持する。
- ④事実を認めなかったり、我が子は首謀者ではないなどと学校の対応方針を批判したりするような場合は、あらためて事実確認と学校の指導方針等を示し、粘り強く理解を求める。
- ⑤家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。



(7) いじめに対する初期対応例（※組織的な対応事例）

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ（認知）</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実（些細なことでも）を報告</p> <p><b>1日目に対応（その日に）</b></p>	<p>教職員の動き等</p> <p>担任 ← 教職員・保護者・地域</p> <p>↓ 情報</p> <p>担任 → 学年主任</p> <p>↓ 報告</p> <p>生徒指導主任</p> <p>↓ 管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 些細なトラブルは即指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか。</li> <li>● 訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。</li> </ul>
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <p>・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取</p> <p>・他児童生徒、教職員からの情報収集</p>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>↓ 報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 事情聴取</p> <p>被害者                      加害者</p> <p>↓ 情報の突き合わせ・報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 報告</p> <p>管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任                      生徒指導主任</p> <p>↓ 連絡                      ↓ 連絡</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>被害者の保護者へ： 「本人が嫌がることをされていて心配なのです。」</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>加害者の保護者へ： 「人の嫌がるようなことを行っていて心配なのです。」</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 訴え、申し出に対してはその日の内に行動する。</li> <li>● 「大丈夫」の発言を鵜呑みにしない</li> <li>● 管理職のリーダーシップを発揮する。</li> <li>● 面談の基本的スタンス：傾聴、共感的理解、適応へのサポート</li> </ul>
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p>生徒指導主任：資料作成、チーム会議の招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事実の経過に沿って情報共有</li> </ul>
<p>5 いじめ対応チームの構築</p> <p>・必要に応じて会議は複数回、継続的に開催する。</p> <p><b>遅くとも3日目までに</b></p>	<p><b>いじめ対応チーム（会議①）</b></p> <p>管理職 担任 学年主任 生徒指導主任 養護教諭 相談担当</p> <p>&lt;目的&gt;</p> <p>・アセスメント（見立て）による指導・援助体制の共有・確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いじめを確実に止める。</li> <li>● 双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となり、毅然とした態度で対応する。</li> </ul>
<p>6 事実の究明と支援・指導（サポートチームの構築・関係機関との連携）</p>	<p>被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導、保護者対応（誰が、誰に、何を、いつ行うことを明確に）</p>	

# いじめ問題への組織的対応図（例）



## 【関係機関との連携】

- ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー
- ・市町村教育相談室 ・児童相談所 ・よい子の電話教育相談
- ・子どもスマイルネット ・福祉事務所 ・少年補導センター
- ・家庭裁判所 ・児童・民生委員 ・警察署 ・人権擁護委員等

いじめ加害・警察との連携

刑法犯	いじめの態様	学校の指導等・警察の対応	軽重
<p><b>名誉毀損罪</b></p> <p>冷やかし・からかい 悪口・脅し文句 「うざい・きもい・くさい・死ね」</p> <p><b>侮辱罪</b></p> <p>ネット上の誹謗・中傷</p> <p><b>傷害罪</b> (PTSD等)</p> <p>仲間はずれ 持ち物隠し</p> <p>お節介・親切の押しつけ</p> <p>集団で無視 暴力</p>		<p>【学校の指導等】</p> <p>組織的な対応</p> <p>早期発見・早期対応</p> <p>情報収集</p> <p>個人指導</p> <p>学級指導</p> <p>学年、学校指導</p> <p>連携</p> <p>・家庭との連携</p> <p>・教委への連絡</p> <p>見届け</p> <p>・声かけ、観察</p>	<p>↑</p> <p>軽</p>
<p><b>脅迫罪</b></p> <p><b>強要罪</b></p> <p>＊言葉での脅し</p> <p>＊嫌がることを行わせる</p> <p><b>恐喝罪</b></p> <p><b>強盗罪</b></p> <p><b>器物損壊罪</b></p> <p>＊物を隠す、壊す</p> <p><b>暴行罪</b></p> <p><b>傷害罪</b></p> <p>暴力</p> <p>(軽くたたく、蹴る等)</p> <p>＊肩パン(肩パンチ)</p> <p><b>傷害罪</b></p> <p>暴力</p> <p>(ひどくたたく、蹴る等)</p> <p>＊失神ゲーム</p> <p>＊集団暴行・リンチ</p> <p>＊衣服を脱がす、盗撮</p> <p>＊わいせつな行為等</p> <p>＊人を殺す</p> <p><b>暴力行為等処罰に関する法律違反(集団)</b></p> <p><b>強制猥褻罪</b></p> <p><b>強姦罪</b></p> <p><b>傷害致死罪</b></p> <p><b>殺人罪</b></p>		<p style="text-align: center;"><b>警察との連携</b></p> <p>・情報収集、提供</p> <p>・事情聴取</p> <p>・任意(書類送致)</p> <p>・逮捕(身柄拘束)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">検察庁 家庭裁判所</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">審判</p> <p style="text-align: center;">【警察の対応】</p>	<p>↓</p> <p>重</p>

## (8) ネットいじめへの対応

### ① ネットいじめの種類

#### ア なりすましメール

他人になりすまし、嫌がらせメールを送る。

#### イ チェーンメール

同じ内容の文を複数の人に転送するよう求めるメール。

#### ウ 学校裏サイト

掲示板で、キモイ人ランキングなど悪口が書き込まれる。

### ② ネットいじめ

ネットいじめでは、弱いものがターゲットになるとは限りません。ネットを通して誹謗中傷が多数の目にさらされます。匿名や偽名で書き込まれるため、だれが書き込んだか特定できないケースがほとんどです。

ネットいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性があるので、学校の内外で24時間起こりうるものなのです。

ネットいじめは、名誉毀損、侮辱行為等の犯罪行為として起訴できる（又は起訴される）可能性があります。警察が犯罪行為と判断すれば、ウェブサイトの利用記録を紹介することもでき、そこから個人が追跡されます。

### ③ 掲示板に書き込まれた誹謗中傷の削除方法

掲示板のサイト管理者に連絡して削除してもらいます。



削除されないときは、プロバイダー（インターネットへの接続サービスを提供する業者）に削除依頼のメールを送ります。

掲示板の最下部に書かれたリンクをクリックすると、プロバイダーのHPにアクセスできます。そのページにある「問い合わせ」「違反BBS通報」から削除依頼メールを送ります。

削除依頼は、具体的に書かれている内容について記載し、書き込みのあるアドレス（URL）を必ず記載します。

### ④ チェーンメール等の削除方法

また、チェーンメールで困っている場合は、財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターが携帯電話の転送先のメールアドレスを用意してくれています。転送しないと不安な場合は、下記のアドレスに転送すれば、責任を持って削除してくれます。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/tensou.html>

※後述【資料3】ネット上の見守り活動の手引（抜粋）を参照のこと。



## 4 いじめの予防

### (1) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」です。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返っておきたいものです。

いじめられている子どもの立場で、親身の指導・支援を行う。

○子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会をとらえてキャッチする。

○自分の学級や学校にも深刻ないじめの問題が発生するという危機意識をもってあたる。

○いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援する。

「いじめ」に関する事例を分析してみると、教師が直接・間接に「いじめ」を生み出している場合があることに気付かされます。教師が「いじめ」の発生にかかわっている場合として、次のようなことが考えられます。

○教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容することになっている場合

○教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容することになっている場合

○教師の指導が徹底を欠き、「いじめ」の土壌を温存させている場合

#### 【傷つける言葉】

##### ●子どもの心を傷つける言葉の例

- ・「なんでそうとろいんだ。人の迷惑も考えろ。」
- ・「まったくあきれたわね。しょうがないわね。」
- ・「何を考えているのか全く訳の分からないやつだ、お前は。」
- ・「お前、この前も〇〇だったじゃないか。信じられんやつだ。」
- ・「なんでこんなこともできないんだ。ばかやろう。」

#### 【ほめ言葉】

##### ○子どもをやる気にさせるほめ言葉の例

- ・「なるほど、そこまで考えていたのか。えらい。」
- ・「そうか、それはいいところに気がきましたね。〇〇さん。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああする（言う）ことは、とても勇気のあることだったでしょう。感心（感激）しましたよ。」
- ・「〇〇さんの対応は、とても気持ちが明るくなりますね。」
- ・「あなたの〇〇は、みんなのよいお手本になりますよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

## 【とっておきの言葉】

### ◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（小学校編）

- ・あなたの気持ち、先生にも分かるよ。
- ・わたしも苦手でしたよ。でも、あきらめないでいっしょに努力していきましょう。
- ・あなたのあいさつさわやかだね。
- ・そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・君の笑顔はみんなをあったかくして、まるでお日さまみたいだね。
- ・ここがいいね、これがいいね。
- ・えらいね、うまい！できるようになったね。
- ・やればきっとできる、つづければかならずできる。
- ・大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだよ。

### ◎子どもが輝く「とっておきの言葉」（中・高編）

- ・君には君の可能性がある、大事にしなきゃ。
- ・約束だよ、信じてるから。
- ・君の成長した姿を、今見ることができてうれしいです。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになって欲しいからだよ。
- ・君たちが必要なんだ！

## 【いじめを予防するため、教師に望まれること】

- ・受容的・共感的な態度で接する。
- ・児童生徒や保護者から、いつでも相談されるような信頼関係をつくる。
- ・日常的なふれあいを大切にし、子どもと共有する時間を多くもつようにする。
- ・児童生徒理解に努める。
- ・一人一人の個性を大切にし、長所を伸ばす支援を行う。
- ・愛情をもって、いつも公平な態度で子どもに接する。
- ・常に子どもとともに学ぶ姿勢をもつ。
- ・教師自らの感性を磨く。
- ・いじめに対して、毅然とした姿勢を示す。



## (2) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごします。そのため、いじめの発生を防止する上で、学級づくりが占める割合はとても大きなものになります。

### ＜学級づくりのポイント＞

- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮することである。
  - ・児童生徒の心を理解する。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
  - ・居場所をつくる。
  - ・見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
  - ・基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいいよ。」）
- 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
  - ・分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かってほしい。」というエネルギーがわいてくる。）
  - ・自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気がつかなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- 児童生徒が自分の周りに起こるさまざまな問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

## (3) 学習指導

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになります。そして、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっています。

逆に子どもが学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができ、それが学ぶ意欲につながります。そして、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することをおして、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができます。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造することが、いじめを予防する手立ての一つとなるわけです。

### 「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造するポイント

#### 1 児童生徒理解を深める工夫

児童生徒理解を深め、一人一人の個性や発達段階を十分に把握しながら授業を進める。

#### 2 学習意欲を高める工夫

児童生徒の興味関心を強く誘発し、感動の伴った疑問、意欲を生じさせる教材提示のあり方や児童生徒自らが課題追究してできるような学習

形態を工夫する。

### 3 個を生かす活動の工夫

各自の考えを重視し、自ら課題解決の方法を見つけ、解決を試みる場の設定を工夫する。

### 4 個の考えを深める活動の工夫

個々に解決した事柄をもとに、互いの考えを認め合い、みがき合わせる活動を工夫し、個と集団のかかわりを深めたり広めたりする。

### 5 体験的な活動の工夫

どのような体験的な活動をさせればよりよい内発的動機づけが図れ、その後の展開が有効になるか工夫する。

### 6 評価の工夫

確かな学力を育てる指導計画、指導方法、並びに個性重視の立場から捉えた個の高まりの評価を工夫する。

## (4) 親同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者のはたらきかけが大切です。特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多親同士の親密な関係が重要です。例えば、学級担任がコーディネーター役となり、学級規模で親同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換、対策について話し合うことも効果的です。

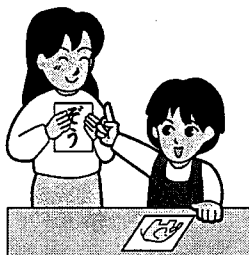
## ポイント：親同士のネットワークでいじめの防止

### 1 小学校での取組事例

「ふれあいスクール」の取組として、PTA、地域の各種団体、おやじの会等が中心となり、「ふれあいキャンプ」「地震体験イベント」等を行った。親子同伴で参加し、親子のふれあいや親同士のふれあいを深めた。

### 2 中学校での取組事例

「今、行動しなくて委員会」の取組として、運動会親子参加種目、朝のあいさつ運動、ふれあい講演会、登下校時の安心・安全・安定の確保、花いっぱい運動を行った。コミュニケーションの活性化を図る中で、生徒をよい方向に導くことができた。



**コラム：教師がいじめを見て見ぬふりの対応に陥らないために**

**【中学校の対応事例】**

中学校2年生の理科の実験授業。A教諭は、演示実験のため、教卓の周りに集まるよう指示を出した。B夫が一番前に出てきたが、少し遅れて参加したC太が、「おい、B夫、空っぽなでかい頭が邪魔なんだよ！」とニヤニヤしながら発言した。他の生徒はクスクス笑った。A教諭は、C太に対し、「何ですか、今の発言は！」と声をかけたが、C太の「何だとおっ？」という言葉に威圧され、そのまま何事もなかったかのように授業を進めた。

このような対応は、あり得ることです。しかし、この対応は「クラスメートを辱める中傷的な発言」を教師が容認したことにほかなりません。教師が瞬時に対応しなければ、生徒は、この発言や人間関係が通るものと体得してしまいます。以下に、いじめの芽を摘み取ろうとする指導例を示します。

A教諭：「何ですか、今の発言は！」

C太：「何だとおっ？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「別にいい？」

A教諭：「今、何と話したのですか。」

C太：「邪魔だなあ。」と言いました。

A教諭：「いいえ、違います。もう一度同じことを言ってごらんください。」

C太：「空っぽなでかい頭が邪魔なんだと言いました。」

A教諭：「それは、どういう意味ですか。」

C太：「大きなピーマンってことですよ。」（周りの生徒がクスクス笑う）

A教諭：「そんなことを私は言っているのではありません。あなたは、B夫さんの親御さんがここにいらっしゃっても、同じことが言えるのですか。」（A教諭の毅然とした態度に、教室内に緊張感がみなぎる。）

C太：「（無言。）」

A教諭：「ふざけてはいけません。」

C太：「すみません。」

A教諭：「このように特定の人を苦しめる発言を何というか分かりますか？」

C太：「（無言。）」

A教諭：「言えないのですか。そういうことをいじめと言います。自分のやってしまったことをよく考えて行動してください。」

以上の指導例のように、教師が、即座に毅然とした態度で対応することで、「いじめを生まない学級風土」の大切さを周囲の生徒に印象付けることができます。教師が瞬時に対応できるようにするためには、日ごろから、児童生徒の行動や背景をよく理解して、アンテナを高くしておくことが重要です。

#### 【小学校の対応事例】

小学校4年生の担任D教諭は、席替え後、E助がF美と机を離して座っていることに気づいていたが、E助が学級のリーダー的存在であり、慕っている児童も多い事から大きな問題として取り上げずに過ごしていた。

1か月が経過し、E助は、F美が発言するたびに、「チッ、またお前か。」とつぶやいたり、班活動や清掃活動などで、作業をF美に押し付けたり、また、仲間の数人で、あからさまに無視する場面が多くみられるようになった。

このような状況を放置すると、「言っても、やっても大丈夫。」という暗黙のルールを教師が認めることとなります。この教師の安易な受け止めが、「ほんのちょっとした行為」を見逃し、放置することとなり、いじめが確実に進行し、気づいた時には、手遅れとなります。「許されない行動」を具体的に指摘し、学級全体が規律ある態度を身に付けようとする姿勢を育てていくことが肝要です。以下に、ささいないじめを許さない指導例を示します。

D教諭：「E助さん、机を隣とつななさい。」

E助：（嫌そうな態度で机をつける。）

D教諭：「E助さん、立ちなさい。今、あなたはとても嫌そうに机をつななさいね。」

「自分が同じようにされたら、嫌な気持ちになる人は、手を挙げてください。」（全員の児童が手を挙げる。）

「E助さん、みんながいけないと感じているのですよ。F美さんに謝りなさい。」

E助：「・・・ごめんなさい。」

D教諭：「しっかり謝ることができましたね。立派な行動です。」

「机をちょっとでも離すことも、離された方が嫌な気持ちになりますから、いじめと言えます。いけないことは、いけないと先生は取り上げて注意します。もちろん、この学級のみなさんにもいじめは絶対に許さないという気持ちは、同じようにもってほしいと思います。」



【資料1】

家庭用いじめ発見チェックシート（詳細例）



1 起床から登校前

- ◇布団からなかなか出てこなかったり、具合が悪そうである
- ◇けだるそうな、疲れた表情である
- ◇いつもと違って朝食を食べようとしない
- ◇ぼんやりしたり、ふさぎこんでいたりする
- ◇学校に行くのを渋ったり、登校班の集合場所に行きたがらない

2 登校中

- ◇友達の荷物を持たされている
- ◇一人で登校するようになる
- ◇遠回りして登校している
- ◇途中で家に戻ってくる

3 帰宅時

- ◇理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある
- ◇あざや擦り傷があってもその理由を言わない
- ◇自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない
- ◇いつもより帰宅が遅い
- ◇自転車や持ち物等が壊されている
- ◇学校の話をしなくなる
- ◇外出したくない
- ◇プリントが破れている、道具や持ち物に落書きがある

4 夕食時から就寝まで

- ◇食欲がない
- ◇特定の友達に対する言葉遣いが不自然にている
- ◇友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする
- ◇お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出すようになる
- ◇部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく
- ◇買い与えた覚えのない品物を持っている
- ◇メールをこそこそ見る、鳴っている携帯電話に出たがらない
- ◇部屋に閉じこもりがちで、好きな趣味などにも興じなくなる
- ◇家族の者と話をしなくなる
- ◇いじめの話をするとう強く否定する
- ◇弟や妹をいじめるなど、急に乱暴になったり情緒不安定になる
- ◇疲れた様子であったり、なかなか寝つけなかったりしている
- ◇普段より暗かったり、逆に明るく演じたりする感じがする

## 【資料2】いじめ（生活）アンケート実施上のガイドライン（例）

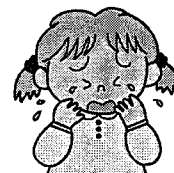
○実施時期：1回目：4月後半から5月 2回目：10月後半  
3回目：2月中 ※全校一斉に行う。

### ○教師の配慮事項

- ・児童生徒一人一人の間に、物理的スペースを十分取り、安心して回答できるようにする。
- ・アンケート用紙とは別に封筒を用意する。（白紙1枚でもよい。）回答後、他人に見えないように封筒に入れる。（白紙をかぶせる。）
- ・回答しているときはよそ見をしないように注意する。
- ・調査中は私語を禁止し、最後の児童生徒が記入し終わるまで、全員を静かにさせておく。回答後は、回答の内容は個人の秘密であり、どう答えたかを誰にも話さないことを言い聞かせる。
- ・日付を記入させる。（2回目以降の変化を測定できる。）
- ・回収は児童生徒に行わせない。教師が、順に机間を回り、一枚一枚丁寧に回収する。児童生徒が教師に手渡してもよい。
- ・氏名を書かせる場合、完全解消するまでの経過に十分配慮する。
- ・家庭に持ち帰らせて書かせ、アンケート用紙を封筒に入れ、封をさせたものを集めてもよい。

### ○口頭でアンケートを取る場合

- ・対象者が年少者等の場合は、口頭での質問も検討する。
- ・まず、どういう行動がいじめなのかを説明する。  
例；たたく、ける、悪口を言う、他人の持ち物を取る、一緒に遊ばない、みんなで相談して話しかけないようにする など
- ・机の上に顔を伏せて、目を閉じ、右手を挙げて手を握るように指示する。質問して、一度でもあれば、指を1本立てさせる。



### ○調査の集計と活用

- ・結果の集計はその日に終える。
- ・翌日までに、調査結果を学年主任→生徒指導主任→管理職の順に報告する。
- ・いじめが発見された場合は、全職員で情報共有し、チーム会議、いじめ問題対策委員会等の開催を検討し、組織的な対応を開始する。
- ・同時期に平行して、保護者用アンケートを実施する。
- ・アンケート調査終了後を教育相談週間と位置づけ、児童生徒の面接を実施する。
- ・アンケートの集計が終了したら、児童生徒用、保護者用ともに結果内容を、学校だより、学年・学級通信、ホームページ、懇談会等を活用して保護者に伝える。その際、学校が主導する形で、組織を挙げていじめ問題に積極的に取り組んでいる姿勢を示し、連携の基盤を作る。



( ) 年 ( ) 組 男・女

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、あてはまるものに○を付けてください。

問1 無視むしされたり、仲間なかまはずれにされたりしたことがありますか

ある・ない

問2 ひやかしゃからかい、悪口わるくちや脅おどしなどを言いわれたことがありますか

ある・ない

問3 自分じぶんの持ち物もものをかかくされたり、勝手かってに使つかわれたりしたことがありますか

ある・ない

問4 友だちともの持ち物もものを自分じぶんのカバンや机つくえの中なかに勝手かってに入いれられたことがありますか

ある・ない

問5 わざとぶつあそかられたり、遊びあそのふりをしてたたかれたり、けられたりしたことがありますか

ある・ない

問6 そうじや当番とうばんをおしつけられたことがありますか

ある・ない

問7 あなたの悪口わるくちをメールで送おくられたり、ブログ・プロフかに書き込まれたことがありますか

ある・ない

問8 あなたの友だちともでいじめにあってつらい気持ちきもちで生活せいかつしている人ひとはいますか

いる・いない

小・中・高等学校向け

いじめの実態把握のためのアンケート（記名式・例）

（ ）年（ ）組（ ）番 氏名（ ）

このアンケートは皆さんが安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。今の学校生活の状態について、自分の気持ちに一番近いものに○を付けてください。

	質問項目	1..まったくない(まったくあてはまらない) 2..ほとんどない(あまりあてはまらない) 3..どちらとも言えない 4..たまある(たまにあてはまる) 5..よくある(よくあてはまる)
①	冷やかしゃからかい、悪口や脅しなどを言われることがある	1-2-3-4-5
②	クラスの集団に入れてもらえなかったり、大勢から無視をされたりすることがある	1-2-3-4-5
③	自分の持ち物が無くなったり、捨てられたり、わざと壊されたりすることがある	1-2-3-4-5
④	わざとぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑤	お金を要求されたり、嫌なことを無理矢理やらされたりすることがある	1-2-3-4-5
⑥	朝、自分の机や椅子、持ち物などがいたずらされていないか心配で確認することがある	1-2-3-4-5
⑦	朝、宿題や提出物を集めるときに、いじわるをされることがある	1-2-3-4-5
⑧	授業中に間違ったり、つまずいたりすると、バカにされたり、しらけるような態度をとられることがある	1-2-3-4-5
⑨	グループで学習するとき、机を離されたり、浮いていると感じることがある	1-2-3-4-5
⑩	給食の時間、机を離されたり、無視するような態度を取られることがある	1-2-3-4-5
⑪	休み時間に、教室に居づらくて職員室や保健室に行くことがある	1-2-3-4-5
⑫	休み時間に自分の悪口や陰口を聞くことがある	1-2-3-4-5
⑬	いじわるや嫌がらせが心配で、清掃場所に行きたくないときがある	1-2-3-4-5
⑭	帰りの会で、いじわるをされて、必要な連絡を伝えてもらえないことがある	1-2-3-4-5
⑮	下校中に、カバンをたくさん持たされたり、一方的に悪ふざけをされることがある	1-2-3-4-5
⑯	パソコンや携帯電話のサイトやメールに嫌なことを書き込まれたり送られたりすることがある	1-2-3-4-5
⑰	部活動、委員会活動での友人との関わりなどをつらいと感じることがある	1-2-3-4-5
⑱	学校には生活を共にするグループや、困ったときに相談にのってくれる友人がいる	1-2-3-4-5
⑲	学校には私を認めてくれる先生や、困ったときに相談にのってくれる先生がいる	1-2-3-4-5
⑳	いじめにあってつらい思いをしている友人がいる	1-2-3-4-5

## 学校生活についてのアンケート【保護者用・例】

このアンケートは皆さんのお子さんが、いじめがなく安心して学校生活を送れるようにすることを目的に行うものです。現在の状態に最も近いものに“○”を付けてください。また、兄弟姉妹がいる場合でも、それぞれのお子さんについて別々の用紙に御記入ください。

お子さんの学校生活で、以下の（例）のような困り事はありませんか？

（例）

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品を要求される。
- 金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなこと、恥ずかしいことや危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

お子さん 小・中・高（ ）年（ ）組 性別（ ）

質問項目		回答
①	うちの子供は学校で、ほかの子供から（例）のような事をされている。	はい いいえ わからない
②	うちの子供は学校で、ほかの子供に（例）のような事をしている。	はい いいえ わからない
③	うちの子供から学校で、（例）のような事を見たという話を聞いたことがある。	はい いいえ
④	うちの子供のまわりで、（例）のような事があるとほかの保護者や地域の方から聞いたことがある。	はい いいえ
⑤	家庭で、（例）のような問題について子供と話をすることがある。	はい いいえ

質問項目①～④で「はい」と回答した方は書ける範囲で、その内容を御記入ください。

※ 具体的な相談があれば、学校まで御連絡ください。

## 【資料3】 ネット上の見守り活動の手引（抜粋）

### （2） 子どもたちが利用する機能・サイト

---

- (1) **プロフィール** 個人が自分のプロフィールを公開するサイトのこと。  
【代表的なサイト：前略プロフィールなど】
- (2) **ブログ** Weblog（ウェブログ）の略で、個人が自分の感想や出来事などを書く、日記形式のサイトのこと。読んだ人がコメントを書き込んだりすることができる。  
【代表的なサイト：アメーバブログ、デコブログなど】
- (3) **掲示板** 情報交換、意見交換、コミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みができるサイトのこと。  
【代表的なサイト：2ちゃんねる、埼玉話、ミルクカフェなど】
- (4) **リアル** リアルタイムの略。自分の感想や考えたこと、また自分の行動等を短い文章で書く日記形式のサイトのこと。ツイッター等もリアルに分類される。  
【代表的なサイト：デコリアル、twitterなど】
- (5) **SNS** ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。閲覧や書き込みにはIDとパスワードが必要になる。  
【代表的なサイト：モバゲー、GREE（グリー）、mixi（ミクシィ）など】

### （3） フィルタリングについて

---

#### （1） フィルタリングサービスとは？

フィルタリングサービスとは、子どもに好ましくないサイトを、子どもの携帯電話やパソコンから見られなくするサービスで「閲覧制限サービス」とも言われる。

子どもたちが見るサイトを、保護者が全て管理することは実質的に不可能であり、子どもたちにとって好ましくない情報を一律にシャットアウトするフィルタリングサービスは、子どもの安全と健全な育成のために大変有効なサービスである。

フィルタリングには、ホワイトリスト方式やブラックリスト方式などがある。

#### （2） ホワイトリスト方式

ホワイトリスト方式とは、携帯電話会社が認めた公式サイトと呼ばれるサイトのみ閲覧可能な方式である。情報に対する正しい判断力が育っていない段階では、ホワイトリスト方式の方が望ましい。

#### （3） ブラックリスト方式

ブラックリスト方式とは、第三者機関（モバイルコンテンツ審査・運用監視機構〈EMA〉）が、子どもに好ましくないと判断したサイトを見られないようにしたものである。

ホワイトリストに比べて閲覧可能なサイトが大幅に増えるため、情報に対する正しい判断力が育ってから使用することが望ましい。

## (4) ネットパトロールで見られた不適切な書き込みについて

埼玉県教育委員会が実施したネット上の見守り活動（ネットパトロール）では、以下のような不適切な書き込みが見られた。

### 1 誹謗・中傷の例

〇〇まじうざい  
にやけてんな ガンぶす  
しゃしゃんなよ  
死ねよカス まじ うざい  
死ね死ね死ね死ね死ね死ね  
死ね死ね死ね死ね死ね死ね

11/05/15 20:58

#### その他の例や特徴

- ◆個人名をあげての誹謗中傷が見られた。
- ◆簡単に個人が特定できる表現での誹謗中傷が見られた。（イニシャル、学年クラス出席番号など）
- ◆教員、保護者、家族への誹謗中傷が見られた。
- ◆掲示板に個人名やプロフィールを晒しての誹謗中傷が見られた。

### 2 暴力行為・問題行動の例

b y 〇〇〇  
今〇〇とバイクで流してきた  
一服なう マイセンうまいな  
(-.-)y°°°  
これから〇〇んちで呑みだ

11/05/21 00:35

#### その他の例や特徴

- ◆リアルに書き込んでいる場合が多く見られた。
- ◆プロフィールの嗜好品欄等に喫煙や飲酒が疑われる書き込みも見られた。
- ◆絵文字やスラングを使用する場合も見られた。
- ◆飲酒や喫煙をしていることを写真に撮り、自慢している者も数多く見られた。

### 3 わいせつ等の例

b y 〇〇〇  
〇〇市に住む44歳です。  
プロフィール見ました。かわいいですね。  
さんまんえんあげますから  
デートしてください。  
連絡ください。連絡先です。  
〇〇〇@〇〇.ne.jp  
11/04/30 23:20

#### その他の例や特徴

- ◆プロフィールのゲストブックに第三者が書き込んでいる場合が多く見られた。
- ◆なりすましと思われるプロフィールから、わいせつなサイトへ誘導するものが非常に多く見られた。
- \*「なりすまし」とは、誰かがある者に成り済ますこと。いかにもそれらしく見せかけること。

### 4 その他の例

りすかしたい だれか殺して  
いっその世から消え去りたい  
消えたい ほんと消えたい  
だれか心配してくれるかな？  
必要とされてない！  
だれかたすけて！ 胸が苦しいよ～  
11/05/3 21:20

#### その他の例や特徴

- ◆リストカットに関する書き込みが多く見られた。特にリアルへの書き込みが多かった。
- ◆名前、学校名、携帯電話番号、メールアドレスなど個人情報を載せてしまう場合も見られた。
- ◆クラスや部活動などのメンバーで構成するリンク集が多く見られた。

## 注意

ネット上に書き込んだものや掲載したものは、自分の仲間や関係者しか見ないものと誤解し、軽い気持ちで書き込みをしているケースが見られる。

しかしながら、それは世界中の不特定多数の人が閲覧できるものであり、情報モラル教育を始め指導の充実が必要である。

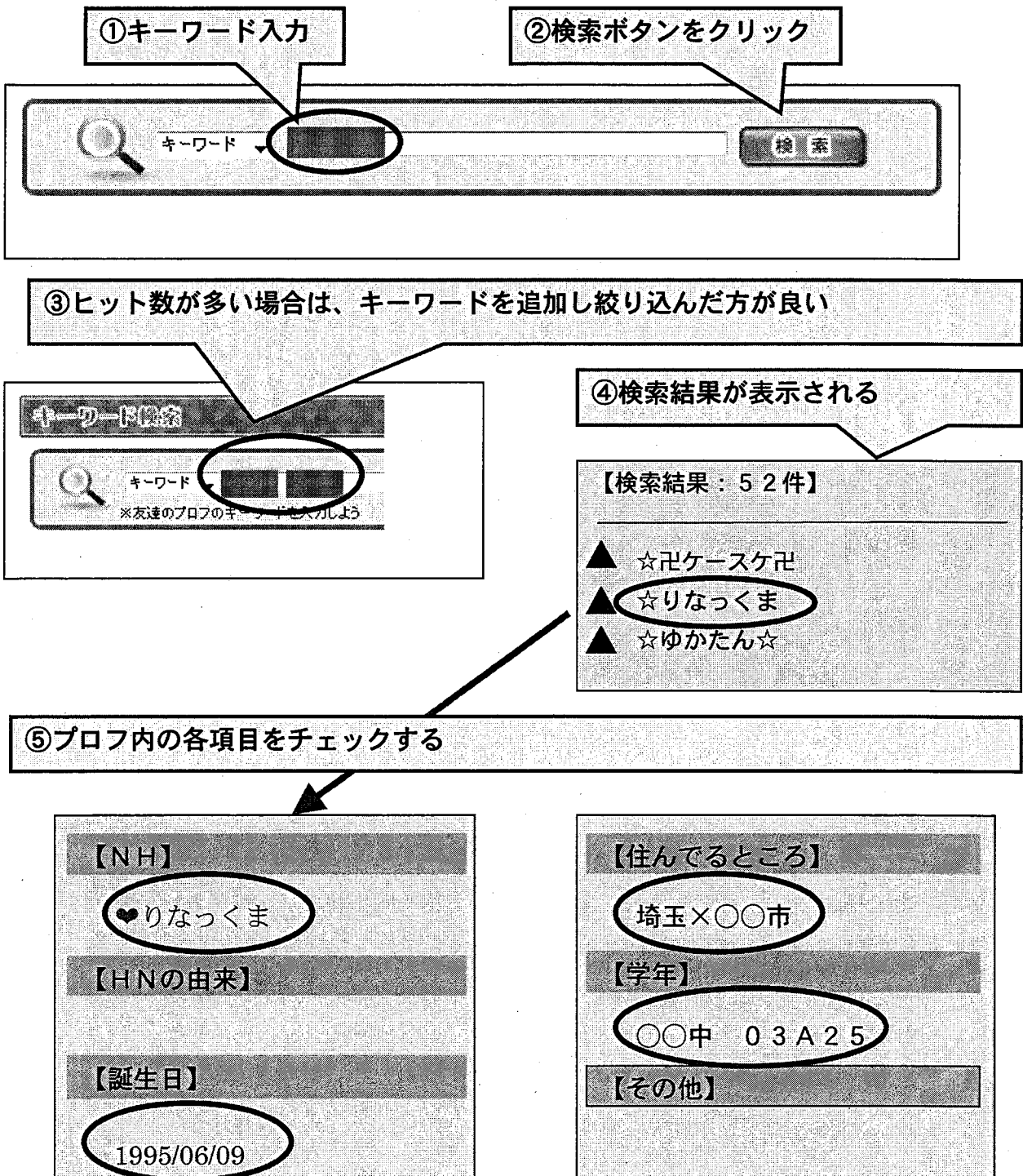
## 2 ネットパトロールの実際

### (1) 検索方法

#### プロフィールサイト (プロフ)

\*前略プロフィールなど

- ①キーワードを入力 (学校名・略称等) する。
- ②検索ボタンをクリックし、表示された検索結果のプロフを全部チェックします。
- ③ヒット数があまりにも多い場合は、キーワードを追加し絞り込むことをお勧めします。
- ④検索結果が表示される。
- ⑤プロフ内の各項目をチェックする。



**【ゲストブック】**  
 ♥りなっくま 宛て

(注)【ゲストブック】には、全くの第三者からの書き込みもあり、注意が必要です。

↓  
**【例：ゆかたん からの書き込み】**

by ゆかたん  
 リーたん×ゆーたん  
 らーぶらぶ♥  
  
 りんごちゃん  
 だいすきすき♥  
  
 (↑レス[2])

by ゆかたん  
 リーたん×ゆーたん  
 らーぶらぶ♥  
  
 りんごちゃん  
 だいすきすき♥  
  
 (↑レス[2])

(注)【myリンク】には、リンクが貼ってあります。リアル・ブログ・リンク集などあり確認した方が良いでしょう。  
 \*人によって設定が違う

[1]  
 財布〜♥  
 いいのないのかなあ？  
  
 [2]  
 プロフ見ました。かわいいですね。  
 大学生やってます。よかったら連絡  
 ください。  
 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

**【myリンク】**  
 ▲ぶろぐ  
 ▲りある

↓  
**【例①：〇〇日記】**

**りな★りある♥**  
  
 明日の朝早い～  
 おきられるかなあ～  
 とりあえず一服 (-。-)y° ° °  
 うま～い  
  
 11/07/10 (sun) 23:50

**【例②：〇〇ブログ】**

**りなっくまBLOG**  
 パスワードを入力してください。  
  
 転載禁止画像  
 PCからは閲覧  
 できません

**【例③：リンク集】**

〇〇中学校〇年〇組のメンバー  
 ★〇村 〇子      ★〇山 〇美  
 ★山〇 〇平      ★〇本 〇雄

\*パスワードを要求されることがある。  
 \*PCから閲覧できないものがある。  
 \*リンク集には顔写真が掲載されているものもある。

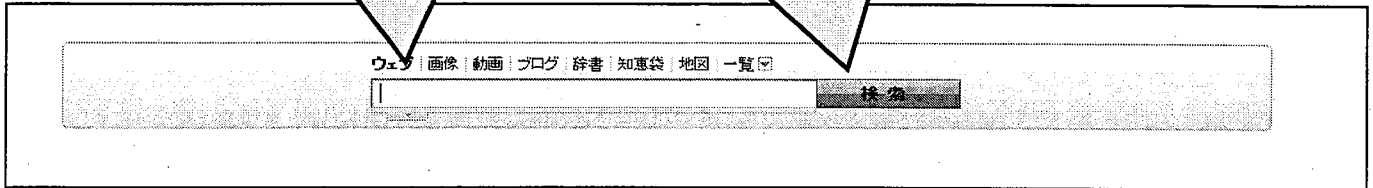
## 掲示板

\* 2ちゃんねる、埼玉話、ミルクカフェ など

- ①検索エンジンに掲示板名を入力する。
- ②検索ボタンをクリックする。
- ③表示されたスレッド一覧を見て、気になるスレッドをクリックし、内容を確認する。
- ④全レスの内容を確認する。

①掲示板名を入力する

②検索ボタンをクリックする



③気になるスレッドをクリックし、内容を確認する

④全レスの内容を確認する

★無名さん (15)  
こいつ まじやばいよ  
3 / 3 (木) 21 : 44

---

★職人 (5)  
ヤンキーの方は見てください  
3 / 3 (木) 21 : 30

---

★名無し (18)  
どうもりさりさでえす♥  
3 / 3 (木) 21 : 12

★無名さん (15)  
こいつ まじやばいよ  
3 / 3 (木) 21 : 44

---

[1] Dr.ワリオ  
NOOB/FOMO  
3 / 3 (木) 21 : 54  
○○中の2年の○下○雄のことだろ？

---

[2] 若旦那  
K002/au  
3 / 3 (木) 21 : 58  
○下の携帯だよ 090-○○○○-○○○○  
みんなTELしちゃって

\* 「全レス表示」をクリックすれば、全文確認をすることができる。

(注) 掲示板には、名前やイニシャル等での誹謗中傷の書き込みが見られる。  
新しいスレッドが立ったら確認したほうがよい。

- ◆他人の顔写真を勝手に掲載し誹謗中傷したり、他人のプロフに勝手にリンクを貼って誹謗中傷するケースも見られる。
- ◆他人の携帯電話の番号を勝手に掲載するケースなども見られる。



## 4 「ネットいじめ」や「ネットトラブル」に関する相談窓口

○いじめ相談に関するもの	
<b>県立総合教育センター</b> よい子の電話教育相談（心のケア）	【18歳以下の子供専用】 0120-86-3192 【保護者専用】 048-556-0874
<b>さいたま地方法務局人権擁護課</b> （人権相談）	【子ども人権110番】 0120-007-110
<b>子どもスマイルネット</b> （埼玉県子どもの権利擁護委員会 電話相談）	048-822-7007
○インターネットを使った犯罪に関するもの等	
<b>けいさつ総合相談センター</b>	#9110又は048-822-9110
<b>埼玉県警察HP「サイバー犯罪対策」</b> （違法、有害情報の通報のみ）	【 <a href="http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/110_soudan/joho110/cyber/cyber_joho.html">http://www.police.pref.saitama.lg.jp/kenkei/110_soudan/joho110/cyber/cyber_joho.html</a> 】
○架空・不当請求の相談に関するもの	
<b>消費者ホットライン（全国共通）</b>	0570-064-370
<b>埼玉県消費生活支援センター</b>	【川 口】048-261-0999 【川 越】049-247-0888 【春日部】048-734-0999 【熊 谷】048-524-0999
○インターネット上の有害情報に関するもの	
<b>違法・有害情報相談センター</b> （教育委員会・学校関係者対象）	【電話相談】 03-5644-4800 【インターネット相談】 <a href="http://www.ihaho.jp/">http://www.ihaho.jp/</a>



埼玉県マスコット「コバトン」

## 5 インターネットに絡む主な犯罪・法令等

電子掲示板等への安易な書き込みが、次のような犯罪行為につながる可能性があります。

〈平成21年埼玉県教育委員会「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」より一部抜粋〉

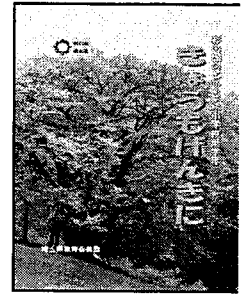
<p>○男、うざい！ちょーキモイ。 ○○先生は、○子先生を酔わ せてわいせつな行為をした</p>	<p>名誉毀損 (刑法第230条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その内容が事実か否かに関係なく公然と人の名誉を傷つける行為をいう。</li> <li>▼3年以下の懲役もしくは禁錮又は50万円以下の罰金</li> </ul>
	<p>侮辱 (刑法第231条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事実を示さなくても、公然と人を侮辱する行為をいう。</li> <li>▼拘留又は科料</li> </ul>
<p>上等じゃねえか、お前、ぶっ殺してやるからな。気をつけな。</p>	<p>脅迫 (刑法第222条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人の生命、財産、身体、名誉、自由に対して害悪を告知すること。</li> <li>脅迫の対象は、被害者本人か親族に限定される。</li> <li>▼2年以下の懲役又は30万円以下の罰金</li> </ul>
<p>○○中学校に爆弾を仕掛けた。○日午後○時にボーン、冗談じゃない。</p>	<p>威力業務妨害 (刑法第234条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>威力を用いて人の業務を妨害する行為をいう。</li> <li>▼3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> </ul>
<p>先生を困らせるため死のうと思います。○日夕方○時、さようなら</p>	<p>偽計業務妨害 (刑法第233条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の業務を妨害する行為をいう。</li> <li>▼3年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> </ul>
<p>「私とHしたいおじさん、いませんか」(中学生) 「¥3~デートしていいよ」(16歳・高校生)</p>	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)第6条 (児童に係る誘引の規制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出会い系サイトを利用して、大人が18歳未満の児童に性交等の相手をしてほしい、お金を払うから交際してほしいなどと書き込むこと。</li> <li>18歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは、法律で禁止されており処罰の対象となる。</li> <li>▼100万円以下の罰金</li> </ul>
 <p>【HN】 埼玉○子 【誕生日】 平成4年○月○日 【職業】 ○○高校1年○組</p>	<p>肖像権侵害</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他人が撮影した写真等の著作物を無断で私的使用以外の目的に使用する行為をいう。</li> <li>顔写真を公開する場合は、写されている人の承諾が必要であり、承諾なく公開すれば肖像権侵害として不法行為となる。</li> </ul>
	<p>著作権法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本の記事や写真をカメラ付き携帯電話で撮影し、インターネット掲示板に勝手に配信し掲載する行為をいう。</li> <li>ゲームキャラクターやアニメキャラクターを無断で利用する行為も該当する。</li> <li>▼権利侵害 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金</li> </ul>
<p>不正アクセス行為の禁止 (不正アクセス禁止法第3条)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>無断で他人の識別符号(ID・パスワード)を使ってコンピューター等にログインし、制限されている特定の機能を利用する行為の禁止</li> <li>▼1年以下の懲役又は50万円以下の罰金</li> </ul>
<p>不正アクセス行為を助長させる行為の禁止 (不正アクセス禁止法第4条)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>識別符号(ID・パスワード)を無断で第三者に販売・提供する行為の禁止</li> <li>▼30万円以下の罰金</li> </ul>

心をはくくむ指導

本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」を活用した豊かな心の育成

### 小学校低学年「きょうもげんきに」

資料名	内容項目	資料の特徴
せいろくのゆうき	1 - (3)	・いじめ



### 小学校中学年「みんななかよし」

資料名	内容項目	資料の特徴
ハートがたのガム	1 - (3)	・不要な持ち物
かなちゃんへの手紙	2 - (1)	・ていねいな言葉づかい
わたしとのぞみ	2 - (3)	・いじめ
家族のアルバム	3 - (1)	・やさしい言葉づかい



### 小学校高学年「夢におかたて」

資料名	内容項目	資料の特徴
由美の交換ノート	1 - (4)	・からかい
ちょっとひどくない?	2 - (1)	・やさしい言葉づかい
わたしって何	3 - (1)	・いじめ
あなたも同じ...	4 - (2)	・いじめ



### 中学校「自分を見つめて」

資料名	内容項目	資料の特徴
私たちの初詣	1 - (3)	・いじめ
仮入部	2 - (3)	・真の友情



### 高等学校「明日をめざして」

資料名	内容項目	資料の特徴
見えない相手	1 - (3)	・誠実
後味の悪い再会	2 - (2)	・信頼・友情に関すること



道徳の内容をしっかりと教え、児童生徒に豊かな心をはくくみ、「いじめをしない、させない」資質を育てる。



○よい子の電話教育相談  
 埼玉県立総合教育センター  
 電話（保護者）048-556-0874  
 （18歳以下の子供）0120-86-3192  
 Eメール相談・FAX相談  
 埼玉県立総合教育センター  
 Eメール相談 [soudan@spec.ed.jp](mailto:soudan@spec.ed.jp)  
 FAX相談 0120-81-3192  
 相談携帯サイトQRコード



乳幼児に関する相談  
 面接相談 ※要予約  
 電話（保護者）048-556-3311  
 電話 048-556-4180

○埼玉県警察少年サポートセンター  
 （月～土 8:30～17:15）  
 ヤングテレホンコーナー  
 （月～土 8:30～17:15）  
 少年サポートセンター川越相談室  
 （月～金 9:00～16:00）  
 少年サポートセンター熊谷相談室  
 （月～金 9:00～16:00）  
 少年サポートセンター東分室  
 （月～金 9:00～16:00）

○中央児童相談所  
 南児童相談所  
 川越児童相談所  
 所沢児童相談所  
 熊谷児童相談所  
 越谷児童相談所  
 越谷児童相談所草加支所  
 （月～金 8:30～18:15 土・日・祝日・年末年始を除く）

○子どもスマイルネット  
 （毎日 10:30～18:00 祝日・年末年始を除く）

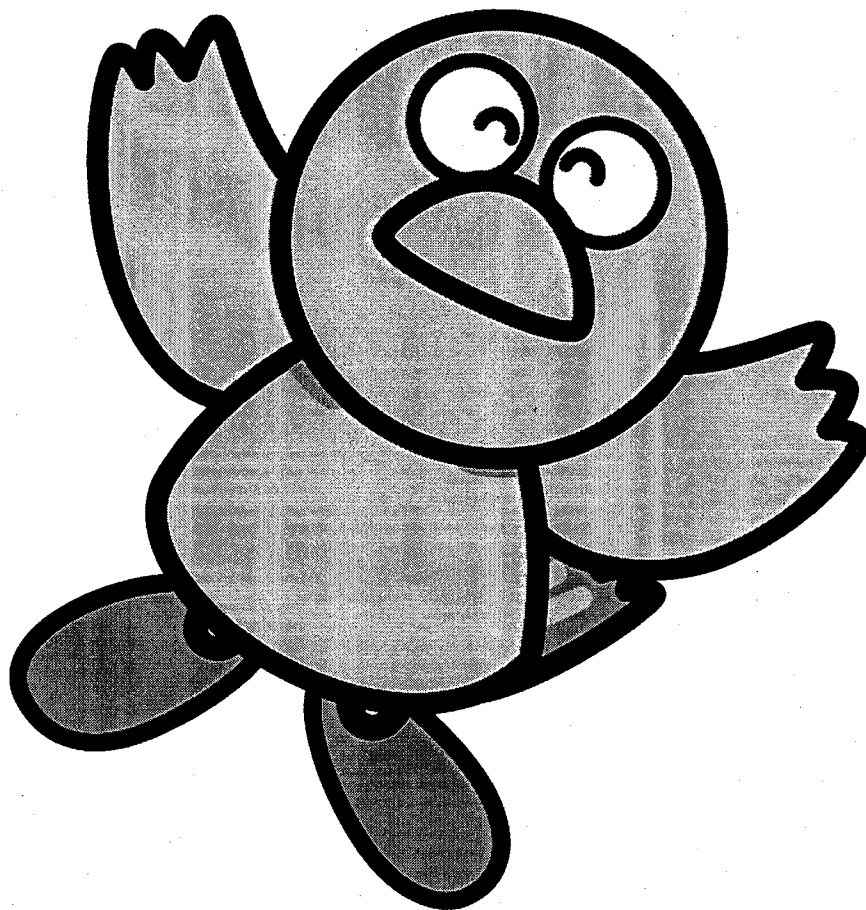
○子どもの人権110番  
 （月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く）

○さいたまチャイルドライン  
 （毎日 16:00～21:00 年末年始を除く）

○埼玉いのちの電話（18歳未満の子供専用）  
 （金・土 15:00～21:30）

○財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan>

## Ⅱ 自殺予防対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

- ・生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 180, 182
- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防  
（平成21年3月 文部科学省）
- ・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き  
（平成22年3月 文部科学省）

# 1 自殺予防の取組

いのち

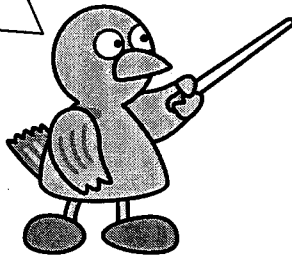
## (1) 生命を大切にす指導 ～全ての児童生徒を対象として～

あらゆる生徒指導の根幹には、生命を大切にす指導があると言えます。いじめ・暴力行為・薬物乱用・自傷行為・自殺など、児童生徒の不適応行動の態様は様々です。ここで重要なことは、他人を、そして自分自身を大切にす指導を、全ての児童生徒を対象に、あらゆる機会を捉えて行わなければならないということです。

教育活動全般を見通した日常的な取組なしに、いきなり自殺予防だけに焦点を当てたプログラムを実施したとしても、戸惑いや反発が予想され、子どもの自殺を防ぐ上での大きな効果は期待できません。教科学習（特に保健体育や社会科など）と道徳・総合的な学習の時間・特別活動との関連を図りながら、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する「生命の教育」を進め、その土台の上に自殺予防プログラムを実施することが求められます。

右図に示すようにどの年齢層でも、自殺は死因の上位に位置しています。特に20～39歳までの死因の第1位は自殺です。また、下図に示すようにわが国の最近の年間自殺者数は交通事故死者数の6倍以上にもなっています。

学齢期に生命の大切さについて学び、心の健康を保つ術を身に付けることが一生の健全な心の発達につながります。

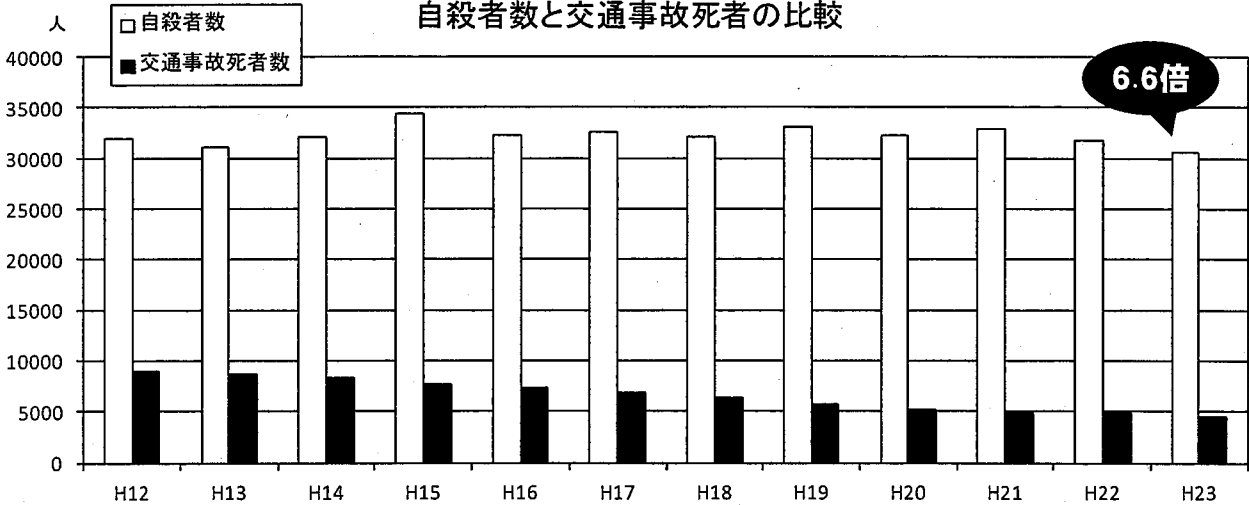


10代～30代の死因上位3項目

年齢	第1位	第2位	第3位
10～14	不慮の事故	悪性新生物	自殺
15～19	不慮の事故	自殺	悪性新生物
20～24	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30～34	自殺	不慮の事故	悪性新生物
35～39	自殺	悪性新生物	不慮の事故

(平成23年人口動態統計, 厚生労働省)

自殺者数と交通事故死者の比較



(「生活安全の確保に関する統計等」及び「安全・快適な交通の確保に関する統計等」, 警察庁)

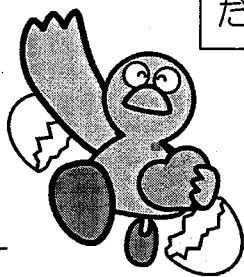
「生命の教育」という土台の上に、  
自殺予防の取組がある・・・

(2) 自殺のサインと対応  
～気がかりな児童生徒たち  
を見つける～

潜在的に自殺の危険が高いと考えられる児童生徒について、学年会や生徒指導、保健、教育相談などの部会や委員会で情報交換をするなどして、複数の目で注意深く見守ってください。

(3) 自殺直前のサイン  
～個別の支援が必要な児童  
生徒への特別な対応～

自殺の危機が高まった児童生徒について、学校、家庭、医療機関などが連携して個別の支援を継続してください。



自殺企図や自傷行為を  
する児童生徒への支援

自殺のリスクの高い気がかり  
な児童生徒への配慮

全ての児童生徒を対象とした  
生命を大切にする指導

(1) 生命を大切にする指導  
～全ての児童生徒を対象として～

教員一人一人が、授業、特別活動、学級経営などあらゆる場面で、生命の大切さや人生のかけがえのなさを児童生徒に伝えるために、何ができるか考えてください。

自殺予防に限らず、児童生徒の問題行動に対する個別の指導・支援を支えているのは、日常における全ての児童生徒を対象とした開発的な指導です。生徒指導は生徒指導担当となった一部の教員の役割ではなく、全ての教員があらゆる場面における児童生徒との関わりの中で行うべきものです。

(2) 自殺のサインと対応 ～気がかりな児童生徒たちを見つける～

自殺はある日突然、何の前触れもなく起こるといよりも、長い時間かけて徐々に危険な心理状態に陥っていくのが一般的です。

自殺に追い詰められる過程で、児童生徒たちは次のような心の状態を経験します。

**ひどい孤立感**

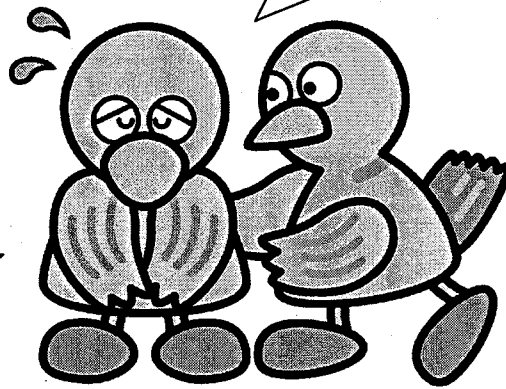
「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」などとしか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

**苦しみが永遠に続くという  
思いこみ**

自分の苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

**無価値感**

「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」など生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまう。(典型的な例は、幼い頃から虐待を受けてきた子どもたち)



**心理的視野狭窄**

自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる心理状態。

**強い怒り**

自分の置かれているつらい状況へのやり場のない怒りが自分自身に向けられたとき、自殺の危険は高まる。

※必ず当てはまる、全てが当てはまるということではない

児童生徒の周りにいる大人たちは、児童生徒が自殺に追いつめられる前に、自殺の危険性に気づくようにしたいものです。



次のような特徴を数多く認める児童生徒には、潜在的に自殺の危険が高いと考える必要があります。詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp5からp8を参照してください。

○ 自殺未遂

- ・ 明らかな自殺未遂（高いところから飛び降りる、など）
- ・ 不可解な事故（薬を少し余分に服用、など）
- ・ 自傷行為（リストカット、など）

○ 心の病

- ・ うつ病（眠れない、食欲がない、無気力、など）
- ・ 統合失調症（変な声が聞こえる、監視されていると思込む、など）
- ・ パーソナリティ障害（過剰な自己愛、過剰な潔癖、など）
- ・ 薬物乱用（薬物依存、ガスパン遊び、など）
- ・ 摂食障害（過食、拒食、など）

○ 安心感のもてない家庭環境

- ・ 虐待
- ・ 親の養育態度の歪み
- ・ 頻繁な転居
- ・ 兄弟姉妹間の葛藤

○ 独特の性格傾向

- ・ 未熟・依存的（周りの人に甘える、なかなか自分で決められない、など）
- ・ 衝動的（俗にいうキレやすいタイプ、など）
- ・ 極端な完全癖（極端な二者択一的、わずかな失敗もゆるせない、など）
- ・ 抑うつ的（誰にも相談できない、気晴らしなどができない、など）
- ・ 反社会的（暴力、売春、薬物乱用、暴走行為、など）

○ 喪失体験

- ・ 離別
- ・ 死別
- ・ 失恋
- ・ 病気
- ・ けが
- ・ 急激な学力低下
- ・ 予想外の失敗

○ 孤立感

- ・ 友人関係のあつれき
- ・ いじめ

○ 事故傾性（無意識の自己破壊）

- ・ 安全や健康を守れない傾向
- ・ 無謀な行動に興味を示す
- ・ 事故や怪我を繰り返す

(3) 自殺直前のサイン ～個別の支援が必要な児童生徒への特別な対応～

ある日突然、児童生徒から「死にたい」と打ち明けられたらどうしますか？  
教師自身が不安になったり、その気持ちを否定したくなって、「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちです。しかし、それでは、せっかくあなたを信頼して開きはじめた心が閉ざされてしまいます。

自殺の危険が高まった児童生徒への対応においては、次のような TALK の原則が求められます。

### TALK の原則

Tell：言葉に出して心配していることを伝える

例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ。」

Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる

例)「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」

Listen：絶望的な気持ちを傾聴する

徹底的に聴き役にまわる

子どもの考えや行動を良し悪しで判断しない

そうならざるを得なかった状況を理解しようとする

矛盾した態度や感情を表す子どもの言動に振り回されない

Keep safe：安全を確保する

ひとりにしないで寄り添う

他からも適切な援助を求める

自殺の危険の高い児童生徒を支えていくには、学校、家庭、医療機関が緊密な連携を取りながら、長期的な治療計画を立てる必要があります。独力で対応するのではなく、それぞれの立場でできることは何かを考えながら、協力関係を打ち立てなければなりません。

#### <対応の留意点>

- ひとりで抱えこまない
- 急に子どもとの関係を切らない
- 「秘密にしてほしい」と言われても、児童生徒のつらい気持ちを尊重しながら協力者に相談する

自殺の危険因子が多く見られる児童生徒に、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとしてとらえる必要があります。

詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp 8からp 13を参照してください。

### <自殺直前のサイン>

不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える

別れの用意(整理整頓、大切な物をあげる)

家出や放浪をする

家出

いつもなら楽々できるような課題が達成できない

アルコールや薬物の乱用

学校に通わなくなる

怪我を繰り返す傾向

不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる

重要な人物の最近の自殺

健康や自己管理がおろそかになる

行動、性格、身なりの突然の変化

注意が集中できなくなる

自分より年下の子どもや動物を虐待する

最近の喪失体験

自傷行為

これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う

投げやりな態度が目立つ

友人との交際をやめて、引きこもりがちになる

自殺計画の具体化

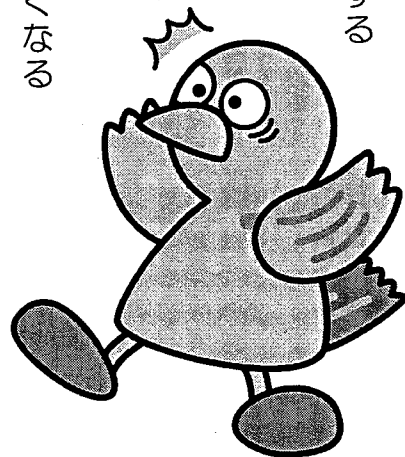
過度に危険な行為に及び、実際に大怪我をする

自殺のほのめかし

身だしなみを気にしなくなる

乱れた性行動に及び

自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする



## 2 自殺予防のための校内体制

### (1) 児童生徒の SOS に気づく校内体制

児童生徒の自殺予防に向けて、学校が組織として取り組むための校内体制を作るには、次のような目標を立てたいものです。

- ・児童生徒が先生と話しやすい雰囲気
- ・学年会や教育相談部会などで、言葉にならない声に気づくよう情報交換
- ・教職員以外からも情報を共有し、多角的な視点を生かした児童生徒理解

### (2) 自殺予防のための教育相談体制

#### ① 教職員等の役割分担の明確化

自殺予防の視点から、校務分掌における教職員ひとりひとりの役割を明確にしておく必要があります。次ページの「役割（例）」などを参考に、お互いの役割や立場を認めあいながら、連携を進めていく必要があります。

#### ② 教育相談体制を見直すためのチェックポイント

ほとんどの学校に、生徒指導部（委員会）や教育相談部（委員会）などがすでに存在しています。新たな校内体制を作るよりも、既存の教育相談体制を自殺予防のために機能するようにしたいものです。

#### チェックポイント

- 問題に気づいた人が、問題を全体に投げかけられる雰囲気がありますか？
- 教育相談担当者と養護教諭が連携の中心になっていますか？
- 教育相談担当者と生徒指導担当者との連携はとれていますか？
- 一人で抱え込まずに、チームで支援する体制になっていますか？
- 話し合いが継続的に行われるようなシステムができていますか？
- 事例検討会を実施していますか？
- スクールカウンセラーや学校医との連携はとれていますか？
- 学校内だけで対応するのではなく、専門機関を積極的に活用していますか？

## 自殺予防に関する教職員等の役割(例)

<p>管理職 (校長・副校長・教頭)</p>	<p>〈学校のリーダーとしての適切な指示と全体の把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 人的配置も含めた自殺予防など危機対応システムの統括</li> <li>b 児童生徒や教職員の心の健康状態の全体像の把握</li> <li>c 専門機関等との連絡・協力体制の統括</li> <li>d 教育委員会、近隣の学校との連携</li> <li>e マスコミ・保護者対応</li> </ul>
<p>学級担任</p>	<p>〈主として学級における生徒の実態把握と信頼関係に基づく関わり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 児童生徒の心身の健康状態の観察および行動観察による自殺の危険の察知</li> <li>b 危機予防の視点も含めた日常における教育相談的関わり</li> <li>c 保護者との連携、情報の交換</li> </ul>
<p>生徒指導主任 (担当者)</p>	<p>〈いじめ・不登校・自殺未遂などの問題行動等に対する予防と対処〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 生徒指導方針の立案および生徒指導計画の策定・推進</li> <li>b 自殺未遂も含めた児童生徒の問題行動等、生徒指導に関する情報提供</li> <li>c 問題を抱えた児童生徒に関する情報や資料の集約</li> </ul>
<p>教育相談主任 (担当者)</p>	<p>〈教育相談活動を円滑に進める校内体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 問題事象の把握と教育相談体制の確立、関係機関との連携</li> <li>b 自殺予防のための校内体制推進における連絡・調整(コーディネーター)</li> <li>c メンタルヘルスや自殺も含めた心の危機についての理解の促進</li> <li>d 児童生徒を対象とする心理教育の企画と実施(自殺予防、ストレスマネジメントなど)</li> </ul>
<p>保健主事 養護教諭</p>	<p>〈健康・保健に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 保健室・養護教諭の特性を活かした健康相談・保健指導</li> <li>b 児童生徒の行動観察と相談活動における分析資料の提供</li> <li>c 心身の健康に関する調査の企画と実施</li> <li>d 自殺予防も含むメンタルヘルスを考えた健康教育の実施</li> <li>e 危機を感じたときの医療・保健機関との連携</li> </ul>
<p>スクール カウンセラー (配置されている学校の場合)</p>	<p>〈児童生徒へのカウンセリングと教職員へのコンサルテーション〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 自殺の危険が高いなど、心の危機にある児童生徒へのカウンセリング</li> <li>b 問題事象の理解や対応方法についての教職員や保護者に対する助言</li> <li>c 教職員のメンタルヘルスの促進</li> <li>d 連携すべき専門機関についての情報提供</li> </ul>
<p>学校医</p>	<p>〈医療に関する専門的立場からの対応〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 健康診断結果をもとにした児童生徒の心身の状況に対する全体的把握</li> <li>b 心身の不調を訴える児童生徒理解についての助言や情報提供</li> <li>c 自殺予防も含む心の健康相談</li> <li>d 養護教諭と連携した健康教育活動への積極的参加</li> </ul>

### (3) 危機対応のための校内体制

平常時においては、危機管理の体制づくりや危機対応のマニュアルづくりなどを行い、対応にあたっては、その方針や役割分担に基づき、緊密に「報告・連絡・相談」を行うことを心がけましょう。

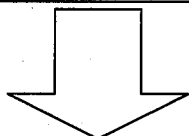
詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp14からp20を参照してください。

#### 自殺の危機が高まった場合、および自殺未遂への対応の流れ

- ・誰かが自殺の危険に気づく（例：遺書を残して行方不明、深刻な自傷行為、保護者から自殺の危険の連絡 など）
- ・自殺未遂が起きる



- ・当該児童生徒の担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭への連絡
- ・保護者への連絡 ・負傷している場合は119番通報
- ・校長への報告 ・校長から教育委員会への第一報（状況報告）

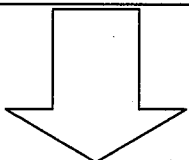


- ・多方面から情報を集める。
- ・事実と推測、判断を区別する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

#### 危機対応チームの招集

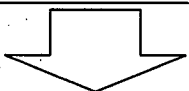
<メンバー：校長を含む管理職、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー など>

- ①緊急ケース会議の実施：上記メンバー＋問題の発見者＋学級担任  
（当該児童生徒の状況把握、自殺の危険性についての協議、影響を受ける可能性のある児童生徒のリストアップ など）
- ②保護者との連携（情報共有と相談）
- ③外部への対応の一本化
- ④具体的対応策の決定  
（関係教職員の役割確認、「誰が、何を、いつ」するのかを決める、捜索が必要な場合の警察との連携、必要に応じ学校医や医療機関との連携 など）



- ・「このまま手を打たなければ、どんな問題が起こりうるか」と考える。
- ・不測の事態を想定した対応方針を用意する。
- ・状況をまとめ、以後の対応経過を記録する。

- ・臨時職員会議：教職員間での情報と理解の共有
- ・教育委員会への連絡（必要があれば支援を要請）



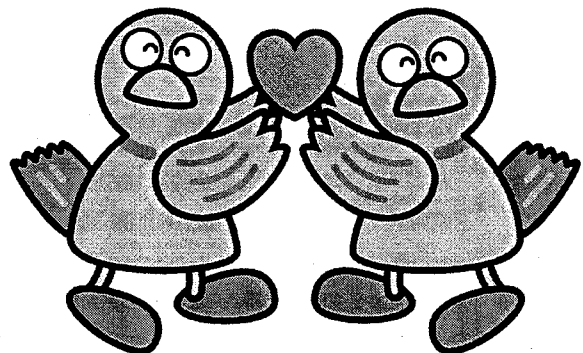
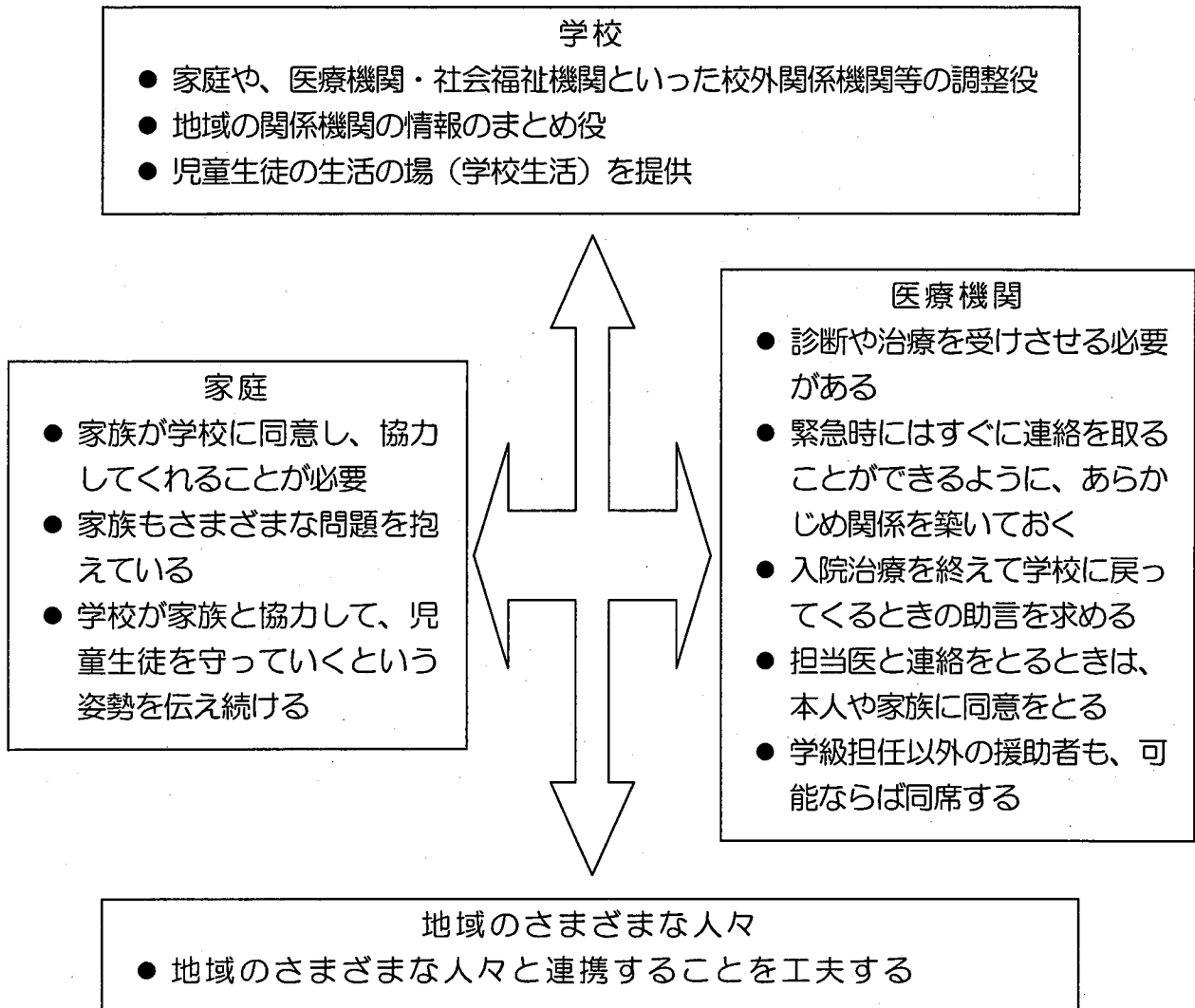
対応の経過の確認と評価（場合によっては、対応方針と対応策の見直し）



- ・活動終了までの記録の整理
- ・臨時職員会議：教職員間での全体経過についての確認
- ・教育委員会への報告

(4) 自殺予防のための校外における連携

自殺予防のためには、学校、家庭、地域、そして必要であれば医療機関等との緊密な連携が欠かせません。以下に、その連携についての留意点をまとめます。



詳しくは「文部科学省編：教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のp21からp24を参照してください。

### 3 不幸にして自殺が起きてしまったときの対応

#### はじめに

- 深呼吸をするなど、気持ちを落ち着かせる
- 遺族に対して心からの弔意を示す
- 互いに悲しい思いを率直に伝えあう

これから示す例をたたき台に、みなさん  
で話し合って対応にあたってください

#### (1) 危機対応の態勢

##### ① 状況の把握と記録の開始

- 客観的で正確な事実の把握
- 対応経過を時系列に記録する

※ 自殺か事故かは学校には判断できない

##### ② 当面の対応をする

- 現場の応急処置や居合わせた児童生徒へのケア
- 遺族、消防（救急隊）、警察、報道、他の保護者への対応

##### ③ 初期の目標を定める

- 何をすべきかイメージしやすい目標を掲げる  
例) 遺族の気持ちに寄り添う、他の児童生徒の心のケア、など

##### ④ 役割分担の確認

- 保護者担当、個別担当、報道担当、学校安全担当、庶務担当  
情報担当、総務担当、学年担当、ケア担当

##### ⑤ チーム編成と会議

- ④の各担当者を集めた危機管理チームを編成
- 校長、教頭など幹部職員を本部とする  
職員会議、チーム会議、本部を臨機応変に開催する

##### ⑥ 必要な人員を確保する

- スクールカウンセラーの緊急派遣、教育委員会の職員、などを要請する



## (2) 遺族へのかかわり

### ① 遺族へのかかわり

- できるだけ早くコンタクトをとる
- 事実の公表について遺族の意向を確認する
  - ※ 全てにおいて遺族の意向を優先させる
  - ・他の生徒への伝え方の読み原稿を見せる
  - ・他の保護者への通知文の文案を見せる、など
  - ※ 遺族に事故死として扱うと言われたら？
  - ・「ご家族からは〇〇と聞いています」などと表現を工夫する
- 兄弟姉妹へのケア

### ② 通夜、葬儀について

- 遺族の意向を確認して対応を決める
- 急に意向が変わった場合にも備える

### ③ 葬儀後のかかわり

- 関わりを急に絶たない
- 遺族の感情を受け止める（相談機関の紹介など）
- 遺品の返却などの相談

## (3) 情報収集・発信

### ① 情報収集と整理

- 警察からの情報提供や公表している情報などにより事実確認をする
- 正確で一貫した情報を発信する（遺族の意向が優先）
  - ※ 自殺の動機や背景はすぐにはわからない
  - ・断定的なことは言わない
  - ・「今のところ、背景にいじめがあったとの情報はない」など
- インターネットや携帯電話などネット情報をチェックする

### ② 広報対応

- 報道担当を置く（校長とは別に）
- 想定QAを準備する
  - ※ 事実の説明については予め遺族の意向を確認する
- 取材が集中するようなら記者会見を開く

### ③ 自殺の背景について

- できる限り全ての教職員から事情を聴く
- 関係児童生徒からの聞き取り調査（遺族の意向が優先）
- 遺族には必要に応じて調査内容を別途説明する（情報は整理して）

#### (4) 保護者への説明

##### ① 保護者への情報提供

→ 正確な情報を伝えるよう努める

※ 学校と保護者の協力関係の構築が目標

- ・事実に対する学校の対応 ・今後の予定
- ・子供への接し方 ・外部相談機関の紹介 など

→ P T Aとの連携を図る

##### ② 保護者会

→ できるだけ早くに開くつもりで準備する（遺族の意向を確認）

→ 保護者の不安に対応できるよう準備が必要

#### (5) 心のケア

##### ① ケア会議を開く

→ 他の児童生徒の心のケアを計画する

→ 配慮が必要な児童生徒をリストアップする

##### ② 配慮が必要なケースとは？

以下に示すような児童生徒が、配慮が必要と思われるケース

ア 一般的な反応（心と体に起こること）

自分を責める、他人を責める、死への恐怖に悩む

集中できない、ひとりぼっちで過ごす、話をしなくなる

気持ちが落ち込む、ひとりでいることを怖がる

子供っぽくふるまう、過剰に元気にふるまう、反抗的

食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢

便秘、倦怠感

イ 反応の有無にかかわらず配慮が必要な児童生徒

自殺した児童生徒と関係が深い児童生徒

元々自殺のリスクの高い児童生徒

現場を目撃した児童生徒

ストレスにさらされている児童生徒

##### ③ 気になるケースへのアプローチ

→ 必要に応じて家庭訪問や電話連絡

→ カウンセリングを受けさせる

④ 教職員へのサポート

- 教職員もサポートを必要としている
- 配慮が必要なケースは児童生徒の場合と同じ

⑤ 相談態勢

- 配慮が必要なケースを優先しつつ、広く希望者を受け付ける
- 保護者や児童生徒からの電話にも対応する準備をする

⑥ 教職員の健康管理

- 3日以上不眠が続くようなら、医療機関を受診する

(6) 学校活動の再開

① 学校再開の準備

ア 児童生徒に事実を伝える

遺族の意向を確認しつつ、準備を綿密に行う

当該児童生徒との関係の深さによって伝え方に工夫をする

イ 校長から伝える際の注意

大きな集会ではパニックが伝染するかもしれないことに注意する

教訓的な内容やありきたりの表現は避け、感情を込めすぎない

ウ その他

再開日には保健室の他に別室を準備（対応する教職員の増員）

校内での事案の場合は現場を見せない配慮

② クラスでの伝え方

ア 事実を伝える（知）

自殺は様々な要因から「追い込まれた末の行動である」ことを理解する

イ 感情を表現する（情）

様々な感情表出を受け止め、強い感情は個別にケアする

ウ これからどうするかを話す（意）

これからどのように過ごせばよいかも話し合う

③ クラスでの喪の過程

ア 通夜、葬儀へのかかわり

遺族の意向を確認して対応を決める

イ 葬儀後

思い出したくないという気持ちに配慮しつつ、一緒に卒業するという雰囲気を作る

詳しくは「文部科学省編：子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参照してください。

【簡易チェックリスト】

当面の対応	
1 危機対応の態勢	<input type="checkbox"/> 記録開始（事実確認と対応経過） <input type="checkbox"/> 教育委員会職員到着 <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 <input type="checkbox"/> チーム会議または職員会議開始
2 遺族への関わり	<input type="checkbox"/> 最初のコンタクト <input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 担任 <input type="checkbox"/> 担当 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 他 <input type="checkbox"/> 事実の公表について遺族の意向確認
3 情報発信等	<input type="checkbox"/> 警察発表内容の確認 <input type="checkbox"/> 問い合わせへの対応態勢 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 記者会見時説明等準備 <input type="checkbox"/> 公表できる内容を整理 <input type="checkbox"/> 関係者から聴き取り開始 <input type="checkbox"/> 報道対応窓口 <input type="checkbox"/> 遺族への別途説明 <input type="checkbox"/> 記者会見実施の判断
4 保護者への説明	<input type="checkbox"/> PTA 役員との協議開始 <input type="checkbox"/> 遺族の意向確認 <input type="checkbox"/> 保護者会実施の判断
5 心のケア	<input type="checkbox"/> ケア会議開始 <input type="checkbox"/> 配慮が必要なケースのリストアップ <input type="checkbox"/> 気になるケースへのアプローチ
6 学校活動	<input type="checkbox"/> 現場の遮蔽（校内で発生した場合） <input type="checkbox"/> 学校再開日の方針

その後の対応	
1 危機対応の態勢	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど到着 <input type="checkbox"/> 目標設定
2 遺族への関わり	<input type="checkbox"/> きょうだいへのサポート開始 <input type="checkbox"/> 葬儀等の意向確認 <input type="checkbox"/> 葬儀等引率計画 <input type="checkbox"/> 葬儀等のお知らせ <input type="checkbox"/> 葬儀後の訪問 <input type="checkbox"/> 遺品の返却などについて相談
3 情報発信等	<input type="checkbox"/> 教職員への聴き取り <input type="checkbox"/> インターネット等チェック
4 保護者への説明	<input type="checkbox"/> 保護者会のお知らせ <input type="checkbox"/> 校長談話（保護者会）用意 <input type="checkbox"/> 心理教育資料（保護者会）用意 <input type="checkbox"/> 学校からのお知らせ文書
5 心のケア	<input type="checkbox"/> 教職員の相談開始 <input type="checkbox"/> 心理教育（教職員） <input type="checkbox"/> 学校再開日の相談態勢 <input type="checkbox"/> 継続的相談態勢 <input type="checkbox"/> しばらく毎日ケア会議
6 学校活動	<input type="checkbox"/> 子どもへの事実の伝え方の基本形 <input type="checkbox"/> 校長メッセージ用意 <input type="checkbox"/> 各クラスの伝え方の打ち合わせ <input type="checkbox"/> 葬儀マナー指導内容 <input type="checkbox"/> 当該クラス、保健室等のサポート態勢 <input type="checkbox"/> 保健室に飲み物、飴、ティッシュ、毛布 <input type="checkbox"/> 各クラスにティッシュペーパー用意 <input type="checkbox"/> 登校見守り態勢

児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の進め方について（調査のフロー図）

児童生徒の自殺及び自殺の疑いのある事案の発生（死亡事故の場合）

初期調査

- ① 速やかに遺族に連絡を取り、弔意を示す（弔問、電話連絡）
  - ・遺族の要望や意見を聴取する。→ 誠実な対応が基本！
  - ・学校の対応方針について説明する。
- ② 当該児童生徒の置かれていた状況を調査 → 迅速かつ慎重に！

教職員からの聴き取り調査  
（原則3日以内・できる限り全ての教職員）

関係児童生徒からの聴き取り調査  
（遺族の要望や心情、在校生への影響等を十分に考慮）

※聴き取り方法や場所等に留意

遺族に経過説明（1週間以内を目途にできるだけ速やかに）

※必要に応じて、在校生や保護者等に説明する。

判断

遺族に「初期調査」の経過説明後、次の場合は「より詳しい調査（詳細調査）」の実施について遺族と協議を行う必要がある。

- 学校に関わる背景がある可能性のある場合
- 遺族から「更なる調査」の要望がある場合
- その他、「更なる調査」が必要と考えられる場合

※学校においては「判断」に際し、必ず所管の教育委員会に相談をしてください。

調査を継続する場合

詳細調査

学校や教育委員会による「詳細調査」  
（専門家の助言を受けることが望ましい）

医師や弁護士等の中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置（遺族が希望した場合）

調査計画について遺族に説明

詳細調査の実施 → 必要に応じて随時、遺族に対して調査の状況を説明  
（在校生へのアンケート調査や聴き取り調査などの実施）

調査から得られた資料や情報の分析評価 → 遺族への報告及び説明

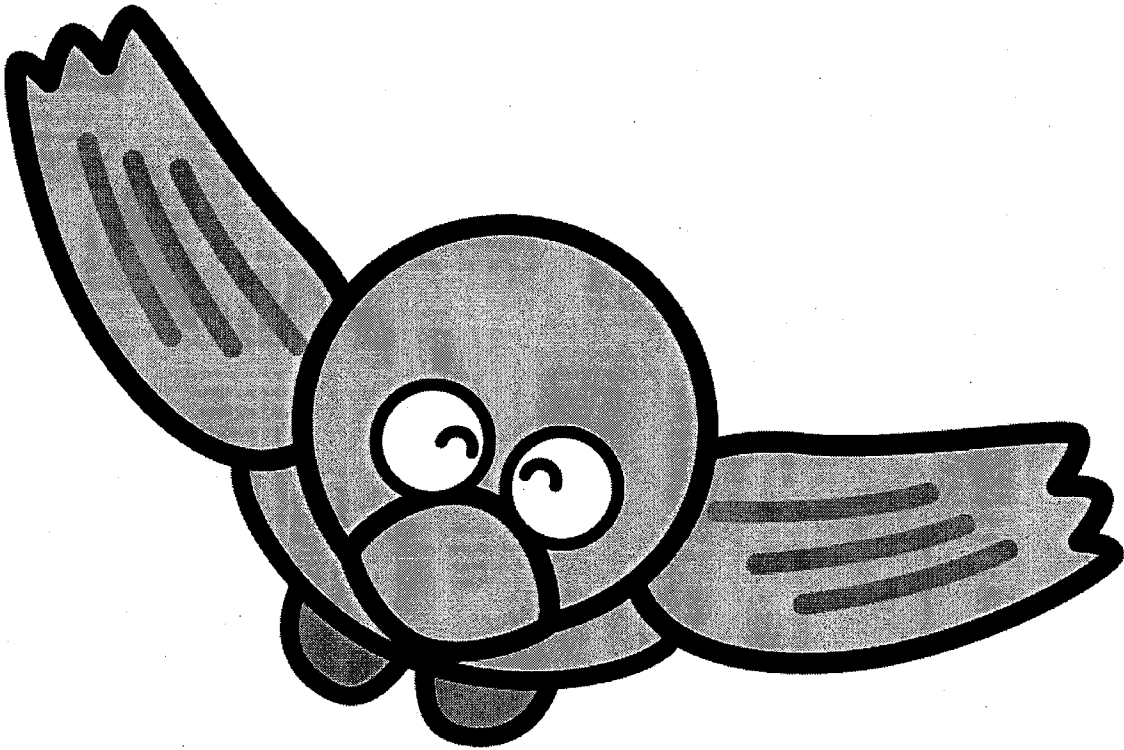
※ 必要に応じて、在校生や保護者等に報告及び説明を行う。なお、調査結果の取扱には、遺族、在校生及びその保護者等の関係者の心情などに十分に配慮する。

◎この図は1つのモデルであり、必ずしもすべての事案に当てはまるとは限りません。状況に応じた適切な対応が必要です。

【その他】

- 1 背景調査に基づき、所属長の判断により「実態調査票」を作成の上、提出してください。
- 2 主な参考通知等
  - (1) 【埼玉県教育委員会】平成23年9月22日付け教生指第346号  
「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方並びに児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）」
  - (2) 【文部科学省】平成23年6月1日付け23文科初第329号「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の在り方について（通知）」
  - (3) 【文部科学省】「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」P32-53
  - (4) 【文部科学省】平成23年6月1日付け23初児生第8号「児童生徒の自殺等に関する実態調査について（依頼）」
  - (5) 【文部科学省】「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（文部科学省・平成22年3月）

## Ⅲ 暴力行為防止対策編



◇さらに深めるための参考資料の紹介（出典資料含む）

・ 明るく安心して学べる学校づくりのために

—暴力行為防止の対策と具体例—

平成23年1月埼玉県教育委員会

・ 生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）P. 169～P. 172

・ 平成23年度 非行防止連携充実会議報告書

（各学校警察連絡協議会の活動状況や後援会等の情報が掲載されています。）

# 1 暴力行為防止のポイント

## (1) 校内指導体制でのポイント

### 授業規律の確立

- ・児童生徒にとって、学校生活の大半は授業である。授業規律を確立し、魅力ある授業を展開することは、暴力行為防止の基盤である。
- ・学校・学年・教科等で、学習上のルールが徹底されているか確認する必要がある。

### 教員の共通理解・共通行動

- ・日頃から教員の役割分担を明確にし、対応マニュアル等の周知を図る。
  - ・教員によって指導内容に温度差がないように努め、児童生徒との絆を深め、信頼関係を築くことが重要である。
- ※あいまいな指導はしない。指導の見届け、指導の完結を図る。

### 初期対応の徹底

- ・「服装が乱れはじめた」「時間にルーズになりはじめた」「清掃をしなくなりはじめた」等、初期対応の指導が重要になる。
- ※小さな問題行動を見逃さない。見逃しを積み重ねない。
- ・年度当初、学期はじめ等の時期に集会や授業の約束をはじめ、学校生活のきまりを徹底することが重要である。

## (2) 家庭・地域との連携のポイント

### 連絡を密にする

- ・日頃から、保護者、地域、関係諸機関と連絡を密にする。
- ※問題が大きくなってから連絡すると「何故もっと早く連絡しなかったのか」と批判を浴び、信頼関係を築くことが難しくなる。
- ・日頃から、地域行事等に積極的に参加する。

### 情報をオープンにする

- ・保護者や地域の方に校内巡回やサポートチームへの協力等を



依頼する場合、出来る限り情報をオープンにしている学校の方が、協力を得られている。

### (3) 小中連携のポイント

#### 情報連携から行動連携へ

- ・小・中学校間の情報連携が不足していると、適切な生徒指導を継続することが困難である。1年間通して定期的に情報交換の場を設定する。
- ・「授業の約束」や「学校生活のきまり」など、9年間を見通した生徒指導方針を立て、「小学校で指導すること」「中学校で指導すること」「共通に指導すること」を明確にし、実践していくなどの行動連携を図る。
- ・「中学校の生徒指導は小学校から」という共通認識を持つ。

#### 学校文化の違いの相互理解

- ・小学校と中学校では学校文化が違う。その違いを教員が相互に理解し合うことにより連携は深まる。
- ・児童生徒の交流の場を設定する。また、夏季休業中等を利用した小・中合同研修会など、教員の交流の場を設定することも考えられる。
- ・中学校の生徒指導委員会や生徒指導部会に、小学校の生徒指導主任等が参加をすることも1つの方策である。

## 2 暴力行為防止のチェックリストの作成・活用

暴力行為はいきなり発生・増加はしない。

暴力行為発生の原因の多くは「規範意識の欠如」にある。

学校生活上のルールが少しずつ乱れる。

暴力行為を予防する視点で学校内を定期的に点検する。

小さな問題行動を見逃さないという視点で  
チェックリストを作成・活用する。

## 【暴力行為防止チェックリストの参考例】

	チェック欄	チェック項目
授 業 中		はじめとおわりの挨拶の音が小さくなってきた。
		チャイム着席を守れない児童生徒が増えてきた。
		授業開始時に授業道具を机の上に出していない児童生徒がでてきた。
		授業中の姿勢が悪い児童生徒がでてきた。
		授業中の服装の乱れが気になりはじめてきた。
		発言や話し合いの仕方など、授業中の約束がルーズになりはじめてきた。
		通学用鞆やサブバックが机脇のフックやロッカーに整理整頓されていない。

	チェック欄	チェック項目
校 内 整 備		通学用自転車置場が乱雑な状況になってきた。
		上履き、下履きの区別をつけない児童生徒が気になりはじめた。
		校内掲示がはがされたり、落書きをされたりするようになってきた。
		トイレにトイレットペーパーが無い、水道に石けんが無いなど、あたり前のものが無い状態が続いている。
		廊下や階段などにゴミが落ちており、清掃が行き届いていない。
		飴やガムなどの包みが校内に落ちている。
		清掃用具や体育用具、飼育小屋などの整理整頓ができていない。

	チェック欄	チェック項目
生 徒 指 導		児童生徒の言葉遣いが乱れてきている。
		休み時間などに奇声を発する児童生徒がいる。
		児童生徒間のトラブル発生時に複数の教員による迅速な対応ができていない。
		教員と児童生徒間にトラブルが発生した場合、複数の教員による迅速な対応ができていない。
		児童生徒を指導した場合、指導が完結されていない。
		他学年の生徒指導の様子が把握できていない。
		トイレや余裕教室など、教員の目の行き届かない場所にたむろすることが多くなってきた。

※上記は参考例である。学校の実態に合わせ、「登下校時間」「休み時間」「放課後」など、児童生徒の学校生活の節目ごとにチェックリストを作成する方法もある。また、教育に関する3つの達成目標の「規律ある態度」の達成率の低い項目を入れる方法も考えられる。

## 【暴力行為防止チェックリストの活用の流れ】

### チェックリストの作成

※「小さな問題行動等を見逃していないか」「教員の共通理解・共通行動ができてきているか」という視点が作成のポイント。



### 教員によるチェックの実施

※ 学校生活の節目ごとに定期的に実施



### 生徒指導担当者等で集計



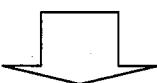
### 生徒指導委員会等で集計結果を検討

【検討の視点】

- ・ 教員間の意識の差を把握する。  
⇒ 全ての教員に危機意識を持たせる。(共通理解)
- ・ 共通理解・共通行動の達成状況を把握する。  
⇒ 今後の指導方針を明確にする。(共通行動)



### 職員会議等で周知・徹底・指導の実践



### 指導結果の確認・見届け

### 3 暴力行為に対する対策と具体例

#### 【対策1】 朝のあいさつ運動や下校時等のパトロールを実践する

##### 具体例

##### (1) 朝のあいさつ運動を実践する

フレッシュ・モーニング・ウィークとして、1週間ごとに全校の児童生徒が輪番で朝のあいさつ運動を行う。児童会や生徒会の役員、委員会活動の一環として、朝のあいさつ運動を行う。

児童生徒だけでなく教員も一緒になってあいさつ運動を行う。

保護者や地域の方があいさつ運動に参加している学校もある。

あいさつ運動を行う曜日を決めたり、重点期間を設けるなど、集中的に取り組んでいる学校もある。

小・中学校合同であいさつ運動に取り組む方法もある。

##### (2) 下校時等のパトロールを実践する

自治会等に児童生徒の下校時刻を知らせて、下校時のパトロールを依頼する。

学校応援団のメンバーを中心に下校時パトロールを行う。

町内放送（防災無線）で児童生徒の下校時刻を知らせている地域もある。

非行防止のために、教員が地域の健全育成組織の方と連携して学区内のパトロールを行う。

通学路に教員を配置して下校時のパトロールを行う。

##### ここがポイント！

- (1) あいさつ運動や下校時等のパトロールを実施することで、児童生徒の登下校時の様子を把握することができる。また、その場で服装等の指導ができる。
- (2) 全校の生徒があいさつ運動に参加することで、あいさつをする側とされる側を経験し「あいさつをすると気分が良い」ことを実感する。すると、登校後の学校生活でもあいさつをする生徒が増え、暴力行為を起こさせない雰囲気醸成することができる。
- (3) 保護者や地域の方との連携により、学校の生徒指導に対する理解と協力を高めることができる。

## 【対策2】 小中連携の推進による生徒指導体制を確立する

小・中学校の連携不足を解消し、9年間を見通した生徒指導体制を確立することで、暴力行為等の生徒指導上の問題行動を未然に防ぐ。小・中学校の連携は、「中1ギャップ」解消や「学力向上」等への効果が期待されるため、推進している学校が増えている。

### 具体例

#### (1) 教員相互の交流

- ・夏季休業中等に小・中学校合同で生徒指導に係る研修会を実施する。
- ・授業研究会を実施し、小・中学校の教員が互いに参観する。
- ・小・中学校の教員で「出前授業」を実施する。
- ・定期的に「小中連絡会」を開催する。
- ・いつでも教員がお互いの学校を訪問できるように「FREE・VISIT（フリー・ビジット）」を実施している学校もある。

#### (2) 児童生徒の交流

- ・夏季休業中等を活用し、小学生の「部活動体験」を実施する。
- ・歌声交流会を実施する。
- ・小学生の「中学校訪問」「中学校体験入学」等を実施する。

#### (3) 小・中学校同一步調の指導方針・体制

- ・「生徒指導マニュアル 小学校版・中学校版」を合同で作成する。
- ・「授業の約束 小学校版・中学校版」を合同で作成する。

\*小・中学校の教員が合同で協議し、授業規律を中心に、9年間を見通した学校生活の確立を目指している。

#### (4) 小学校の生徒指導担当教員による定期的な中学校訪問

小学校の生徒指導主任等が、定期的（週に2回程度）に児童の進学先の中学校を訪問し、授業の補助をしたり、生徒指導部会等に参加したりする。

## ここがポイント！

- (1) 小中連携を積極的に推進することで、教員の相互批判・相互不信の解消につながる。
- (2) 小学校と中学校では学校文化が違う。その違いを教員が相互に理解し合うことで連携は深まる。
- (3) 基礎学力の定着、学力の向上を図ることが、暴力行為等の問題行動の予防・減少につながると考えている教員は多い。  
放課後や夏季休業中等の補習だけでなく、9年間を見通した授業規律の確立など、通常の授業改善を図ることが重要である。
- (4) サポートチームを活用して、小中連携を推進している学校もある。

### 【兼務発令を活用した取組】

小学校の教員を中学校へ、中学校の教員を小学校へ兼務させ、小学校6年生、中学校1年生を中心に授業を受け持つ。また、兼務教員と合同で家庭訪問を実施したり、生徒指導委員会等に参加したりして、きめ細かい情報連携や行動連携を実践している。実施地域は下記のとおり。

- ・ H21年度 → 北本市
- ・ H22年度 → 北本市、川口市、越谷市、本庄市、毛呂山町
- ・ H23年度 → 全県で87校

\* 上記の取組は、「中1ギャップ」解消を目指して実施しているが、小学校と中学校の円滑な接続を図ることで、不登校児童生徒の解消だけでなく、いじめ・暴力行為等の防止にも効果が期待される。

## 【対策3】1日の学校生活の中に静寂な時間を設ける

### 具体例

#### (1) 全校で朝読書に取り組む

落ち着いて1日の学校生活をスタートさせるため、毎朝または曜日を決めて10～15分程度の朝読書に全校で取り組む。

#### (2) 無言清掃に取り組む

昼または放課後に行う清掃活動は、音楽を流さず、私語をせず無言で行う。教員も原則として無言で児童生徒とともに清掃活動を行う。

#### (3) 無言集会の実現に取り組む

集会（朝礼）時の私語や悪ふざけ等を防止するため、集会時間内だけでなく入退場も無言で行う。そのため、体育館への入り方や整列の位置・仕方などから検討を行う。

### ここがポイント！

- (1) 朝読書の定着を図るためには、学級担任も教室で児童生徒とともに朝読書を行うなど、朝の日課表の工夫が大切である。
- (2) 落ち着いて1日の学校生活をスタートさせ、落ち着いた状態で1日の学校生活を終えるため、「朝読書」と「無言清掃」に取り組んでいる中学校もある。
- (3) 取組をはじめするには、十分に教員の共通理解を図ることが重要であり、児童生徒にもその趣旨を十分に説明することが必要である。（前年度の学校評価で十分に検討することが重要）
- (4) 「無言集会」の実現には、卒業式の練習がチャンスであり、教員が一致団結して取り組み、その後の修了式、新年度へと継続して取り組む方法もある。
- (5) 同じ学区内で、小・中学校が連携して取り組むと、より一層効果が期待できる。

## 【対策4】 児童生徒のコミュニケーション能力を高める

暴力行為が増加した要因の1つとして、「自分の気持ちを相手に上手く伝えられずにキレてしまう」「自分の感情がコントロールできず、人や物にあたる」等の児童生徒が増えたことがあげられる。そのため、暴力行為防止のために、教育相談的手法を活用して児童生徒のコミュニケーション能力を高めることに重点を置いている学校もある。

### 具体例

(1) 構成的グループエンカウターの実践

(2) ソーシャルスキルトレーニングの実践

(3) アサーショントレーニングの実践

### ここがポイント！

- (1) 年度初めや学期初めなどの時期に構成的グループエンカウター等を導入することで、児童生徒相互だけでなく担任と児童生徒との人間関係づくりに効果があり、暴力行為の防止につながる。  
※導入する際は、意図的、計画的に実施すると効果が上がる。
- (2) 構成的グループエンカウター、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニングの手法は、学校カウンセリング研修会や年次研修会等で多くの教員が学んでいる。学んだことを実践することで教員としての指導力向上にもつながる。
- (3) ソーシャルスキルトレーニング及びアサーショントレーニングのプログラムについては、県立総合教育センターのホームページから閲覧できる。



## 【対策5】 問題行動の実態に応じたサポートチームを編成する

各学校が抱えている生徒指導上の課題はそれぞれ異なり、なかには特殊なケースもある。各学校が抱えている問題行動の実態に応じたサポートチームを編成し、暴力行為の防止を図る。

### 具体例

#### (1) 大型ショッピングセンター近隣の学校のサポートチーム

- ・新たにできた大型のショッピングセンターの近隣の学校でサポートチームを編成し、暴力行為を含めた問題行動の未然防止に努める。

#### (2) 複数の市町村でサポートチームを編成

- ・問題行動を繰り返す生徒が近隣の市町村に転出し、転出先でも非行グループを形成したため、市町村を越えてサポートチームを編成する。

#### (3) 特別支援学校と連携したサポートチーム

- ・特別な配慮を要する児童生徒への専門的な知識が豊富な特別支援学校の特別支援教育コーディネーターをメンバーに加えてサポートチームを編成する。
- ・WISCを実施し、効果的な支援策について協議した。

### ここがポイント！

- (1) 各学校が抱えている課題に対応したチーム編成のため、教員の意識も高く、関係機関との行動連携も容易に図ることができる。
- (2) サポートチーム会議（年に2～3回）以外に、ケース会議を行いやすくなった。
- (3) サポートチーム編成には、地域非行防止ネットワーク推進員がコーディネーター役となる。
- (4) 小中連携だけでなく、小小連携、中中連携も推進できる。

## 【対策6】 特定の児童生徒を対象としたサポートチームを編成する

指導に応じず暴力行為等を繰り返し起こすなど、学校だけでは対応が困難な児童生徒に対して、関係機関等からなる個別のサポートチームを編成して対応する。

### 具体例

#### (1) 保護司と連携したサポートチーム

- ・逮捕事案が発生した学校では、暴力行為の再発防止のために学校とPTA役員、保護司でサポートチームを編成する。

#### (2) 児童生徒の課題に応じた個別のサポートチーム

- ・児童生徒の課題に応じて、構成の異なる複数の個別サポートチームを編成して対応する。

- Aチーム → 暴力行為、喫煙等を繰り返す男子への対応
- Bチーム → 問題行動を繰り返す女子への対応
- Cチーム → 児童養護施設等との連携対応
- Dチーム → 不登校児童生徒への対応

### ここがポイント！

- (1) 少人数でのチーム編成のため、行動連携を図りやすい。
- (2) 暴力行為等を繰り返していた児童生徒が、落ち着いて学校生活を送るようになったことで、学校全体が落ち着きを取り戻した。

## 【サポートチーム編成校へのアンケート調査より】

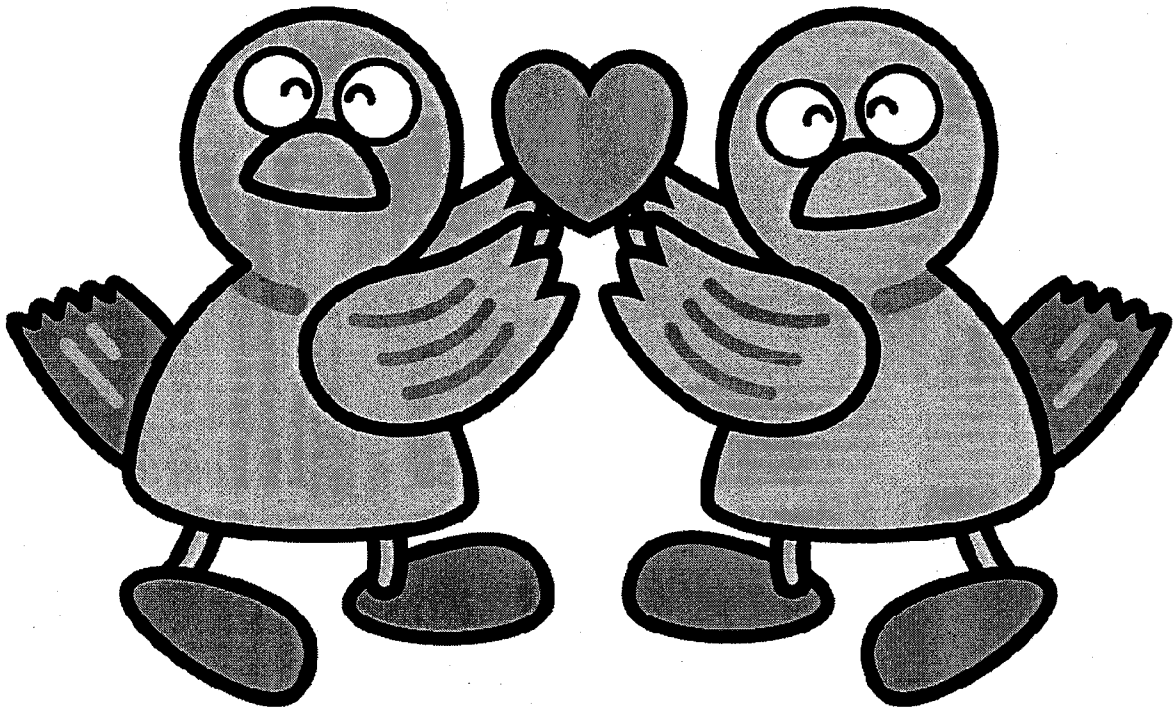
サポートチーム編成校の97%が、「サポートチームを編成して良かった」と回答しています。次のような具体的な効果があります。

- ・「関係機関との連携がスムーズになった」
- ・「地域・保護者との連携が円滑になり、信頼関係が深まった」
- ・「教職員の生徒指導に対する意識が高揚した」

※ 暴力行為の防止には、教員と児童生徒との信頼関係を築くだけでなく、保護者や地域、関係機関の方に理解と協力を求め、信頼関係を築いていくことも重要である。

地域非行防止ネットワーク推進事業に係るサポートチームを編成し、学校における非行防止のネットワークを形成することで、暴力行為の防止が図れる。

# IV 付属資料



## (1) 生徒指導提要

### ●学習指導における生徒指導

(生徒指導提要P5～P6)

学習指導における生徒指導としては、次のような二つの側面が考えられます。一つは、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うことです。もう一つは、各教科等の学習において、一人一人の児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした創意工夫ある指導を行うことです。

前者は、一人一人の児童生徒の学習場面への適応をいかに図るかといった生徒指導であり、後者は、一人一人の児童生徒の意欲的な学習を促し、本来の各教科等のねらいの達成や進路の保障につながる生徒指導です。そして、先にも述べた生徒指導のねらいである社会的な自己実現や自己指導能力の育成にもつながります。

平成16年度に厚生労働省が調査した「子どもが現在持っている不安や悩み」に関して、「不安や悩みがある」子どもの割合は全体の67.4%と増加傾向にあり、その中でも、「自分の勉強や進路について」の不安や悩みを抱える子どもは50.0%と最も高くなっています（「生徒指導資料第1集（改訂版）」、p17）。

これまで学習指導における生徒指導というと、どちらかといえば、前者のことに意識が向きがちであったと言えます。しかし、先の調査の結果からも、これからの生徒指導においては、後者の視点に立った、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が、一層必要性を増していると言えます。

そして、そのための指導に際しては、先にも述べた①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの三つの視点に留意することが考えられます。具体的には、一人一人の児童生徒のよさや興味関心を生かした指導や、児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさに学び合う場を工夫した指導、一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導など、様々な工夫をすることが考えられます（さらに具体的な指導の在り方については、本章第4節に述べられています）。

学習指導の場におけるこれらの指導は、単に各教科等における指導上の工夫ということにとどまらず、まさに積極的に生徒指導を行うことでもあります。したがって、これらの指導を行うことは、児童生徒の自己肯定感を高めることやコミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築などにつながります。さらには、結果として、後に述べる学習上の不適応からくる授業妨害や授業エスケープ等を軽減したり、より適正な学習環境をつくったりすることにもつながります。

以上、学習指導におけるこれからの生徒指導の在り方として、特に後者の側面について述べてきましたが、昨今の小学校や中学校の状況からは、依然として、学習上の不適応に対する指導、つまり前者の側面についての生徒指導が求められています。

## ●発達障害の理解

(生徒指導提要P50～P53)

### (1) 発達障害の定義

発達障害の定義については、平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と示されています。なお、「その他これに類する脳機能の障害」については、政令や厚生労働省令において示されており、これらの法令により想定される障害については、その法令の通知において、「ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害(F80-F89)」及び「小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害」と示されています。

文部科学省では、学習障害(LD)、自閉症等と注意欠陥多動性障害(ADHD)及び高機能自閉症等の定義を以下のように示しています(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」、平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」を参考に作成)。

#### 自閉症の定義 <Autistic Disorder>

自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### 高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### 学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

#### 注意欠陥多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

※ アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は広汎性発達障害（PDD）に分類されるものである。

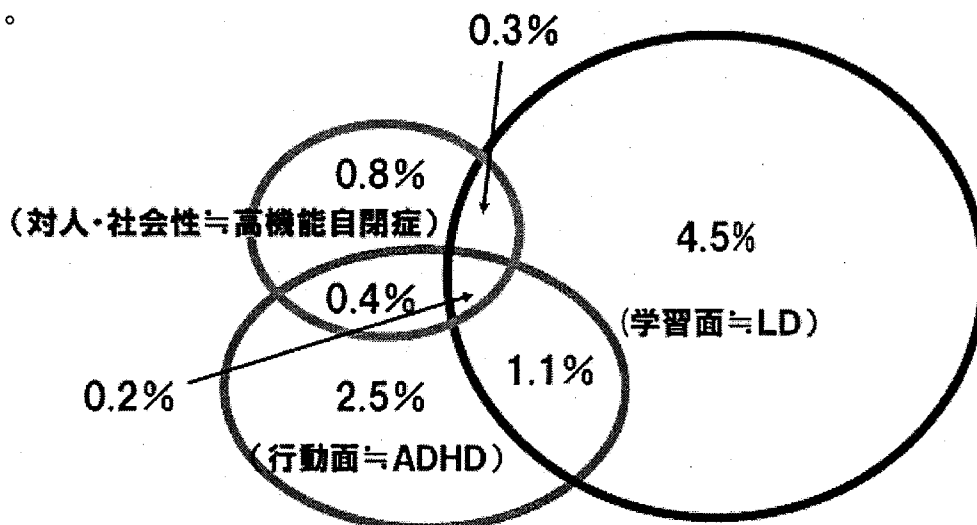
広汎性発達障害（PDD）は、一般に自閉症及び自閉症に近似した特徴を示す発達障害の総称として用いられる障害概念です。また、自閉症スペクトラム障害（ASD）という用語が使われることもあります。これは、自閉症やアスペルガー症候群がそれぞれ独立したのではなく、状態像に類似性のある連続的なものであるという考え方で、広汎性発達障害とほぼ同義で使われています。

## （２）一人一人の特性を理解することの大切さ

文部科学省が2002（平成14）年に実施した、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」では、LDのように学習面に困難のある児童生徒が4.5%、ADHDや高機能自閉症のように行動面に困難のある児童生徒が2.9%、そのいずれかもしくは両方に困難のある児童生徒が6.3%の割合で小中学校の通常の学級に在籍していると報告されました。つまり、ごく単純化して考えると、40人学級には発達障害のような特別な支援を必要とする児童生徒が2～3人在籍しているという計算になります。

この調査結果でもう一つ注目したいことがあります。それは、状態像が重なっている児童生徒がいるということです。図表3-2-1に見られるように、LDのように学習面に困難のある児童生徒は4.5%いましたが、そのうち1.1%はADHDの状態像との重なりが見られました。また、0.3%は高機能自閉症の状態像との重なりがありました。ADHDと高機能自閉症との状態像の重なりがある児童生徒も0.4%おり、LD、ADHD、高機能自閉症の三つの状態像が重なっている児童生徒も0.2%いることが分かりました。

なお、この調査は、担任の教員等の回答に基づくもので、LDの専門家チームによる判断や医師による診断によるものではないので、その結果が、LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒の割合を示すものではないことに留意する必要があります。



図表3-2-1：通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査

発達障害の障害の特性は生涯にわたり持続するといわれていますが、成長に伴いそれらの特性が変容したりする場合があります。例えば、幼少期には目立たなかった症状が、児童期以降に見られるようになり、診断名が変わったり、新たに加えられたりすることも少なくありません。また、成長に伴いそれらの特性が目立たなくなることもあります。そのため、児童生徒の状態を把握するとき、診断名や障害名だけで判断すると、間違った実態把握となってしまうことがあります。これは、診断名や障害名による先入観からステレオタイプな見方をしてしまう可能性があるからです。児童生徒一人一人の実態を的確に把握し、特性を理解することが大切です。

### (3) 発達障害の特性の理解

LD、ADHD、高機能自閉症のような発達障害のある児童生徒は、個別的な場面よりも通常の学級の集団生活の中でつまずきや困難を示している場合が多く見られます。このような児童生徒は学級での学習活動において、できることとできないことのギャップが大きいため、教員からは、能力的な遅れや偏りが分かりにくいのです。

そのため、発達障害は見えにくい障害とも言われています。うまく取り組めない原因は、発達障害によるつまずきや困難というよりも、「わがまま」や「努力不足」「やる気がない」等の問題であると受け止められがちです。その結果、支援がないままに見逃されていたり、無理強いするような強引な対応をされたりするなど、適切な対応がされないために、状態が全く改善されない場合も多く見られます。

発達障害のある児童生徒は、物事の見方、とらえ方、感じ方などに他の児童生徒とは少し違う特性があります。

#### ① LDのある児童生徒

LDのある児童生徒は、知的発達には遅れはなく、指示を聞いて、取り組むべき課題については理解することができます。しかし、頭ではすることが分かっているにもかかわらず、実際に読んだり、書いたり、計算したりなどの学習が難しいために、失敗経験とともに学習に対する不全感がとても強くなります。

他の児童生徒と同様にできることと、同様にはできないこととのアンバランスさが大きいのがLDの特性といえます。「発表はよくできるのに簡単な文章が書けない。」「視覚的な手がかりがあれば取り組めるのに、話を聞いただけでは活動できない。」など、取り組めない理由が周りの大人にとっても理解できないことが多くあります。やる気の問題や努力不足と見られてしまい、苦手なことを何度も繰り返し練習させられたり、無理強いされたりして、さらに失敗経験を積み重ねることになります。

#### ② ADHDのある児童生徒

ADHDのある児童生徒は、故意に不適切な行動をとるのではなく、自分の気持ちや行動をコントロールしきれずに無意識に取った行動が、結果として問題となる行動につながってしまうことがよくあります。不注意な誤り、早合点が多く、

落ち着いて考えればできることでも、あわてて取り組んでしまうため、なかなか良い結果につながりません。

また、抑えきれない多動や衝動的な行動は、自分勝手な振る舞いに見えたり、他者の邪魔をする状況になったりすることから、友達とのトラブルも多くなり、対人関係がうまく保てなくなります。指示が聞けない、ルールや約束が守れなかったりすることで、周りからの信頼も失ってしまいがちです。生活を共にする人たちにとって、様々な不都合が生じてくれば、当然、注意や叱責をすることが多くなります。その結果として、「自分はだめな人間である。」「どうせやってもできないに決まっている。」などと、自己評価が下がってしまいがちです。

### ③ 自閉症のある児童生徒

自閉症のある児童生徒に対する配慮として気を付けたいことは、先の見通しが持てないことへの不安感がとても大きいということです。本人にとって、予想外の出来事が多い学校生活では、集団の中にいるだけでたくさんの不安になる要素を経験していることになります。

知的発達に遅れのない高機能自閉症も含め、自閉症のある児童生徒は、対人関係やコミュニケーションに障害があります。多くの児童は、経験の中から文脈を理解し、場面状況を把握し、暗黙の了解なども学んでいきますが、それらのことが苦手なことも自閉症の特性です。相手の気持ちを押し量ることや自分の言動が周りにどのような影響を与えているのかを把握することにも難しさがあるため、周りの児童と同じ行動が取れなかったり、指示に従えなかったりすることが多く見られます。わがままで自分勝手な行動と受け止められることもあります。

### (4) 実態把握から特性に応じた対応へ

LD、ADHD、高機能自閉症などの特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性です。発達障害のある児童は特性に応じた適切な支援があれば、適応状態は改善していきます。行動観察からつまずきや困難さの実態を把握し、対応を考えていく際には、担任の教員が一人で対応を考えるのではなく、同学年の教員を始めとして、特別支援教育コーディネーターなど複数の目で検討し、理解を図ることが大切です。必要に応じて、外部の専門家から助言を得たり、校内で事例検討を行ったりして、個別の指導計画を作成し、校内の協力体制のもとで対応を工夫していきます。

LDの特性に応じた対応のポイントは、難しいこと、できないことなどのつまずきや困難さを把握するだけでなく、得意なこと好きなことを把握しておくことが大切です。うまく取り組めずに自信や意欲を失いかけている児童に対し、得意なことやできていることを認めることで、自尊心や自己肯定感を高めます。

ADHDの児童生徒には、行動面や感情面の自己コントロールの仕方を身に付けさせるとともに、全体ができていなくても、部分的でも本人が努力していることを認めることができる環境を整備することが大切です。また、必要に応じて、薬の利用など医療機関との連携を図ることが有効な場合もあります。

突然の予定変更が苦手な自閉症の特性のある児童生徒は、先の見通しを持たせ



る、何をすればよいか具体的に指示する、予定変更の可能性がある場合にはあらかじめ伝えておくなどの対応が大切です。相手や周りの人たちとの関係をつくるのが苦手なので、対人関係や社会における基本的なスキルを習得できていない場合があります。場面や状況ごとに言葉かけや対処の仕方について具体的に教えていくことがとても重要になります。

先にも述べたように、これらの障害特性は単独で見られる場合もあれば、重なっている場合もあります。学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障害」として理解するのではなく、日常の行動観察により、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をすることが大切です。また、うまくいかなければ対応を変えていく柔軟性も求められます。適切でない「かかわり」や「環境」は二次的障害を招いてしまうことにも留意が必要です。

### ●個々の児童生徒が抱える障害特性の把握 (生徒指導提要P160)

LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害の特性は、生まれつきの特性であり、生涯にわたる特性です。LDは、認知特性、学習面についての特性であり、ADHDは、不注意、多動性、衝動性などの行動上の特性、また、自閉症の特性は、対人関係や社会性についての特性です。それらの特性が単独で見られる場合もありますが、一人の児童生徒が複数の特性を併せ有している場合もあります。そして、幼少期についた診断名が成長に伴い変わっていく場合もあります。このことを考えると、障害特性の把握にとどまることなく、個々の児童生徒が抱えている特性を把握することがとても大切になります。

学校現場でも障害名や診断名が教員間の話題になることが多くなってきています。発達障害に関する知識や情報が広がることはとても重要なことですが、診断は医療関係者が行うべきものであり、教育関係者が確実な根拠もなく安易に障害名を挙げ、判断することは避けなければなりません。そこには、児童生徒の言動をすべて特定の障害にあてはめてとらえてしまうようなことに陥りかねない危険性があります。その時の精神状態や状況によっても、障害特性に似たような言動をとることがあるということです。

### ●個々の児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢 (生徒指導提要P160)

発達障害のある児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくということです。

#### (1) 学習面への対応

どの児童生徒にとっても学びやすい一般的な指導上の配慮から始めることが基本ですが、苦手な面と得意な面の両面から考えていくことが大切です。学習面に困難のある児童生徒への対応は、どうしてもできていないこと、うまく取り組めていないことに注目しがちになります。苦手なことに対しても学習意欲を高め、できていないことには、できていることを認め、得意な面をうまく活用して自信を持た

せる指導を行うことが大切になります。

学習活動を難しくする要因は個人の問題だけではありません。学習環境、教員や周りの友達との関係なども難しさに大きく影響している場合があります。落ち着いて学習できる環境であるかどうか。教員や友達との関係が安心感のあるものになっているか。能力や特性に合った指導内容であるか。時間配分や課題設定、教材教具は実態に合っているか。これらは学習環境の問題ということになります。授業の分かりやすさや教員の指導方法等もこれに含まれてきます。学習のつまずきや困難さに対する対応を検討する際には、個人の要因を考えるとともに、学習環境やかかわりなどの環境の要因の両面から考えていくことが大切です。

## (2) 行動面への対応

注意や叱責により改善していくことは難しいという前提に立って、対応することが大切です。適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えていきます。適切でない行動には理由があります。まずは、怒りや不安、困惑などの気持ちを受け止めることが第一です。起きている行動だけに注目しないで、きっかけになることや行動後の結果など、前後関係を通して適切でない行動を生起させている要因を分析し、対応を考えることが肝心です。してはいけないことよりも望ましい認められる行動に意識を向けさせるようにします。そして、怒りや不安がすぐに適切でない行動につながらないように、支援することで問題を起こさずに済んだということも大切です。人に危害が及ぶような危険なこと、絶対にしてはいけないことにはきちんと対応するようにします。迷いのあるあいまいな対応や、人や時によって異なる対応は、ただ混乱させるだけですから、一貫した対応に心がけます。

## (3) 指導に当たっての留意点

指導したことを定着させ、確実に身に付けさせていくためには、失敗を指摘して修正させるという対応ではなく、成功により成就感や達成感が得られる経験を積むこと、そしてそれを認めてくれる望ましい人間関係が周囲にあることが重要になります。教員の厳しい対応が学級の児童生徒のモデルとなり、お互いに対して厳しい対応になっていたり、個別的な指導を周りの児童生徒が特別扱いと受け止め、不満を持っていたりする学級は、すべての児童生徒にとっても安心できる環境とはいえません。

個別的な指導を行うためには、それを可能とする学級づくりが大切です。児童生徒同士に仲間意識があり、ルールが遵守され、お互いを認め合い、思いやり、意欲と責任感を持ち、自己解決能力そして成就感・達成感のある学級づくりを目指して学級経営をしていくことが求められます。

気づきを適切な指導につなげていくためには、対応を担任教員一人に委ねるのではなく、情報を共有化して共通理解を図り、組織やチームで考えていくことが重要です。まず、学年体制で検討します。学年体制でも対応が難しい場合には、校内委員会等、学校全体で事例検討することになります。事例検討の意義は、複数の目により児童生徒の実態を多面的にとらえることができること、児童生徒の

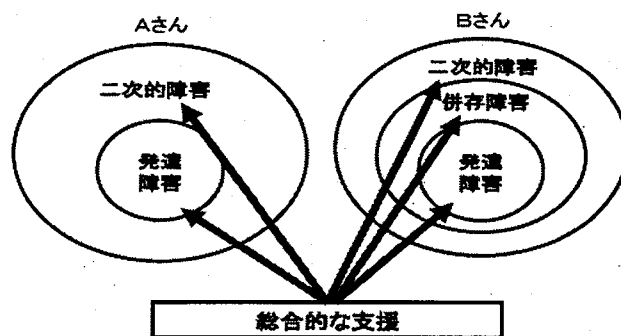
課題について共通理解をした上で指導目標を設定できること、そして、具体的な支援のアイデアをたくさん出し合えることにあります。事例検討で、担任教員が他の教員から指導力不足を指摘されたり、責められたりするようになるとは意味がありません。参加している教員がそれぞれ自分の問題として、自分が担任だったらという姿勢で臨むことが大切です。担任教員が、多くの教員から児童生徒のとらえや指導の手だてについて支援を受けることができると実感できるようにします。

### ●二次的障害の早期発見と予防的対応 (生徒指導提要P161～P162)

発達障害の一次的障害である障害特性が、状況によっては、別の発達障害の行動特性として見られる場合もあります。例えば、ADHDの特性である多動性は、高機能自閉症のある児童生徒の場合にも幼少期にしばしば見られます。また、LDのある児童生徒や自閉症のある児童生徒が、授業内容の理解が難しかったり、友達とトラブルを起こしたりした際、教室に居場所がなくなり、立ち歩いたり、教室から出てしまったりする等の行動が、二次的障害として出てくることもあります。

障害特性によるつまずきや失敗がくり返され、学校生活に対する苦手意識や挫折感が高まると、心のバランスを失い、精神的に不安定になり、様々な身体症状や精神症状が出てしまう等、二次的障害として不適応状態がさらに悪化してしまう場合があります。二次的障害としての症状には、不登校や引きこもりのように内在化した形で出る場合、暴力や家出、反社会的行動など外在化した形で出る場合などがあります。うつ病や統合失調症などの心の病気にかかる場合もあります。虐待の原因になっている場合もあります。

二次的障害は、一次的障害との区別が難しい場合もありますが、二次的障害の可能性を常に考慮し、対応することが重要になります。二次的障害は、適切な支援があれば比較的短時間で改善していきます。早期発見と予防的対応が肝心です。そのためには、一次的障害による特性に応じた支援を工夫するとともに、特性によるつまずきや困難さにより、自信や意欲を失ったり自己評価が低くなったりしないように、自尊感情を高めていく対応が大切です。自尊感情とは、自分を価値のある存在として尊重する感情であり、高い人は自分をより肯定的にとらえ、低い人は自分を否定的に考えやすくなります。自尊感情を高めるためには、自分は大切にされている、自分は必要とされているといった、他者からの賞賛や承認、評価が影響してきます。授業を始め、学校における様々な学習活動において、「わかった」、「できた」という達成感や成就感を感じる経験を積むこと、学級集団の中で自分の役割が与えられ、その役割をきちんと果たしていると感じられること、そして、取り組んでいること、役割を果たしていることを、周りの人たちにきちんと認められていることが大切になります。



図表6Ⅱ-2-1：発達障害の二次的障害を含む総合的な支援

●保護者との協働

(生徒指導提要P162～P163)

発達障害のある児童生徒の保護者も大きな不安を抱えています。我が子への期待感や気持ちの焦りから、苦手なことを無理強いしたり、注意や叱責を繰り返したり等、誤った対応が続いてしまうこともしばしばみられます。できないところにはばかり目がいき、児童生徒の良さを認める機会が少なくなってしまいがちです。認められるよりも叱られる機会が多いほど、児童生徒は不安定さを増し、適応状態がさらに悪化してしまいます。

適切な問題意識を持ち、適切な対応がなされることで、親子関係は安定し、児童生徒の状態も落ち着いてきます。学校は児童生徒の目先の問題にばかり気をとられずに、保護者も家族も問題を抱えているという視点で見守っていく必要があります。特に、行動面に課題を抱えている児童生徒の場合は、しつけや養育の問題を指摘されることが多く、保護者自身も子育てに自信を失い、孤立している場合が多く見られます。

保護者が担任や学校に相談する気持ちを持てるかどうかは、そこに信頼関係があるかどうかです。日常的に情報交換を行い、保護者と教員がお互いに話しやすい関係をつくっておくことが大切です。学校が家庭の問題を指摘し、保護者が学校の対応への不満を述べるのでは話し合いになりません。学校の考えを一方的に押し付けるような対応ではなく、保護者の考えを十分に受け止めながら、児童生徒の情報を共有し、適切な対応について一緒に考えていく姿勢が肝心です。

●関係機関との連携

(生徒指導提要P163)

発達障害は確定診断が難しい障害です。幼児期に付けられた診断名が児童期、青年期に変わるということも決して珍しいケースではありません。教育的支援を考えるときに大切なのは、診断名、障害名よりも児童生徒自身の特性であり、資質や性格あるいはその時の心理状態なども含めて総合的にとらえる必要があります。教育委員会の巡回相談や専門家チームを活用するなど、医療や福祉、教育の関係機関と積極的に連携を図り、児童生徒の特性を多角的にとらえるという視点が重要です。また、地域の関係機関のリストを作成するなどネットワークを構築しておくことも大切です。関係機関との連携に当たっては、個別の教育支援計画を作成するなどして学校が主体となり児童生徒の教育的支援に必要な情報を収集

し、学校や教員としての児童生徒のとらえ方や支援の方向性、具体的な手立てについて助言を求め、個別の指導計画等に反映させていくようにします。

### ●教育相談の新たな展開

(生徒指導提要P109)

教育相談の新たな展開について簡単に紹介します。これらは、教育相談に必要な人間関係を養うのみならず、狭い意味での生徒指導の手法でもあるといえます。

なお、実施に当たっては、各教育活動の特質を考慮して、授業の中で実施したり、授業以外の活動として実施したりするなどの工夫が求められます。

図表5-3-3 教育相談でも活用できる新たな手法等

<p><b>グループエンカウンター</b> 「エンカウンター」とは「出会う」という意味です。グループ体験を通しながら他者に出会い、自分に出会います。人間関係作りや相互理解、協力して問題解決する力などが育成されます。集団の持つプラスの力を最大限に引き出す方法といえます。学級作りや保護者会などに活用できます。</p>
<p><b>ピア・サポート活動</b> 「ピア」とは児童生徒「同士」という意味です。児童生徒の社会的スキルを段階的に育て、児童生徒同士が互いに支えあう関係を作るためのプログラムです。「ウォーミングアップ」「主活動」「振り返り」という流れを一単位として、段階的に積み重ねます。</p>
<p><b>ソーシャルスキルトレーニング</b> 様々な社会的技能をトレーニングにより、育てる方法です。「相手を理解する」「自分の思いや考えを適切に伝える」「人間関係を円滑にする」「問題を解決する」「集団行動に参加する」などがトレーニングの目標となります。障害のない児童生徒だけでなく発達障害のある児童生徒の社会性獲得にも活用されます。</p>
<p><b>アサーショントレーニング</b> 「主張訓練」と訳されます。対人場面で自分の伝えたいことをしっかり伝えるためのトレーニングです。「断る」「要求する」といった葛藤場面での自己表現や、「ほめる」「感謝する」「うれしい気持ちを表す」「援助を申し出る」といった他者とのかかわりをより円滑にする社会的行動の獲得を目指します。</p>
<p><b>アンガーマネジメント</b> 自分の中に生じた怒りの対処法を段階的に学ぶ方法です。「きれる」行動に対して「きれる前の身体感覚に焦点を当てる」「身体感覚を外在化しコントロールの対象とする」「感情のコントロールについて会話する」などの段階を踏んで怒りなどの否定的感情をコントロール可能な形に変えます。 また、呼吸法、動作法などリラックスする方法を学ぶやり方もあります。</p>
<p><b>ストレスマネジメント教育</b> 様々なストレスに対する対処法を学ぶ手法です。始めにストレスについての知識を学び、その後「リラクゼーション」「コーピング(対処法)」を学習します。危機対応などによく活用されます。</p>
<p><b>ライフスキルトレーニング</b> 自分の身体や心、命を守り、健康に生きるためのトレーニングです。「セルフエスティーム(自尊心)の維持」「意思決定スキル」「自己主張コミュニケーション」「目標設定スキル」などの獲得を目指します。喫煙、飲酒、薬物、性などの課題に対処する方法です。</p>
<p><b>キャリアカウンセリング</b> 職業生活に焦点を当て、自己理解を図り、将来の生き方を考え、自分の目標に必要な力の育て方や、職業的目標の意味について明確になるようカウンセリング的方法でかかわります</p>

## ●連携活動の進め方

(生徒指導提要P215～P217)

学校が問題行動や不登校などの兆候をとらえた場合や問題行動等が発生した場合に、適切かつ迅速に対応するとともに、要因を分析し、未然防止の取組につなげていくことは重要な観点です。その過程の中で以下の点にも留意しながら躊躇することなく連携を図っていく必要があります。

### (1) 連携活動に当たっての基本的な考え方

#### ① 学校における組織的対応

学校が、家庭・地域や関係機関と連携・協働し児童生徒を指導・援助するためには、全教職員が協力しなければ効果は上がりません。場合によっては家庭に働きかける必要もあり、担任だけで抱え込むことなく、どのように対応していくべきかなどいち早く学校内で情報を共有し、早い段階からチームを組み対応していくことが大切です。

組織的に対応するためには、チームとして協働して課題に取り組もうとする教職員の意識、雰囲気醸成を図ることが大切です(第6章Ⅰ第1節でその詳細が述べられています)。また、横断的に学校の総合的教育力を高める視点から学校組織をコーディネートする教職員の存在も重要です。

#### ② 情報連携と行動連携

生徒指導における連携の重要性はこれまでも多くの場面で指摘されていますが、ややもすると問題行動等の対応に関する学校と関係機関との情報交換(情報連携)のみに終始してしまうことがあります。したがって、互いの意思の疎通を図り、それぞれの機関がそれぞれの立場で一体となって協働し取り組んでいくこと(行動連携)が必要です。

#### ③ 守秘義務と個人情報保護の観点

関係機関との連携では、個人情報保護の観点も重要な課題となります。連携した機関の間で守秘義務の徹底・管理を行うことは当然ですが、児童生徒や家族の情報の目的外利用や第三者への提供に関しても、正しい知識を持っておく必要があります。ただし過剰に情報を抱え込み過ぎたり、秘密の漏洩や情報の管理に過敏になりすぎて必要な情報収集に躊躇したりすることがないように留意する必要があります(守秘義務については第6章Ⅰ第3節で、個人情報保護については第4章第5節でその詳細が述べられています)。

#### ④ 保護者の協力

問題行動などを未然に防止するための家庭の果たす役割が大きいということは広く認められるところですが、第二の防波堤は学校や地域です。したがって、学校・家庭・地域による強力な防波堤をつくる構えが必要です。問題行動や不登校などは、子どもから大人に移行する思春期の発達過程における課題であることが多く、その一種の試行錯誤的な体験をどのように理解し、活かして、適切な指導をしていくかは、学校の責務です。

また、課題解決のプロセスには、相互サポートの機会を高めるためにも、できる限り当事者(児童生徒・家族・教職員)の考えや意見が反映される機会を用意

することも重要で、その観点からも、保護者の協力は不可欠です。

#### ⑤ 役割・権限などの相互理解

関係機関とつながるためには、関係機関の役割と業務を正しく理解しておくことが大切です。さらに、そこで働く方々の職種や専門性の正しい知識も必要です。関係機関の役割、業務や職員の専門性は、それぞれの地域の実情に即して活用する必要があります。

#### ⑥ 日常からの協働

関係機関との連携においては、合同の研修会や事例検討会を開催したり、普段から情報交換を定期的に行ったりするなど、日常からの協働関係を築いておくことが重要です。

互いの組織の窓口（連絡担当者）を明確にし、情報を共有できるようにしておくことも必要です。

### （２）関係機関ごとの留意点

一口に関係機関といっても、極めて多種多様であり、学校が常にこれらのすべてと十分な連絡をとるということは容易ではありません。しかし、日ごろから密接な連絡をとるように努めるとともに、それぞれの機関の職能、機能、所在や担当者などを知っておくことは、学校として必要なことであり、一覽にまとめてマニュアルにしておくなどの工夫も必要です。

#### ① 刑事司法関係の機関

警察関係の機関や家庭裁判所などとの連携に当たっては、児童生徒の非行からの立ち直りと自立のためという視点からの情報共有が大切です。また、警察の補導、家庭裁判所での少年審判手続、保護観察所での指導などについて十分な知識を持つことも大切です。

また、問題行動が発生した場合のみに連携するのではなく、非行防止教室など問題行動等を未然に防止したり、早期に発見したりするための取組を始めとした日常からの連携体制を築いておくことが重要です。

#### ② 福祉関係の機関

これまで学校は、積極的な家庭訪問などを通して、児童生徒・保護者に寄り添うことにより、生徒指導においても成果を挙げてきました。しかし、少子化・核家族化などから、個人・家庭の壁が厚みを増し、家庭に働きかけることが困難なケースが増えています。あわせて、児童生徒や家族を支援・援助する医療や福祉制度の充実など、福祉的な観点からのより進んだ児童生徒に対する援助が求められています。そのため、福祉関係機関との連携に当たっては、情報共有はもとより、例えば施設入所している児童生徒に対し、学校が積極的に出向くなど、きめ細かな援助を心がけることが重要です。

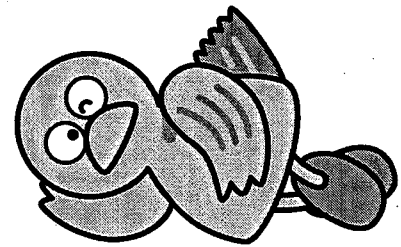
#### ③ 教育相談に関する機関

生徒指導上の課題解決のためには、十分な児童生徒に対する理解が必要なことはいまでもありませんが、児童生徒の生活全般に関する情報、家庭環境・生活に関する情報、児童生徒の成育や発達、心理、医療に関する情報など様々な側

面から総合的に検討するための多くの情報が必要になります。また、教員の単なる主観だけの情報ではなく、ときには科学的な調査や検査による客観的な資料も収集し、それを活かすことも必要です。そのためにも教育相談機関と密接に連携を図り、児童生徒の理解に努めることが大切です。

#### ④ NPO等その他地域の諸機関・諸団体

児童生徒の発達を促し健全に育成することは、学校の力だけで担えるものではなく、学校は、地域コミュニティなどの組織的な健全育成に関する活動などに積極的に協力していくことが大切です。学校教育が環境から素材をとり、できるだけ環境を活用し、また環境を向上させる努力をしなければならないことから、まず教職員ができるだけ地域の状況を知り、地域に愛情や愛着を感ずることが望まれます。愛情や愛着のないところに真の人間関係は期待できませんし、学校や地域の向上に資する情熱も生まれてきません。



#### 【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ①

##### ・人間への基本的信頼の欠如

児童生徒が育つ過程で親を始めとする周囲の人間が児童生徒にとってどれだけ「よい」存在であるのかは児童生徒によって大きく異なる。周囲から大事に守られ、愛され、可愛がられて育てば、児童生徒は人間や自分を取り巻く環境を「よいもの」と知覚し、他者の自分への働きかけや言葉を信じ、喜び、自分からもほほ笑みや笑顔、言葉で相手に返すようになるだろう。こうした「人間のよさ」体験の積み重ねが他者に対する信頼感の基本となる。

反対に、寒さや飢えなどから守られず、暴力を受けたり放任されたりして育つならば、他者からの働きかけを警戒し、防衛的となり、心を閉ざしがちとなるだろう。言葉の発達や情緒の発達も遅れ、対人関係能力も育ちにくくなる可能性がある。

「いくらこちらが一生懸命投げかけても指導が根付かない」「教員に心を開かない」「反抗的な態度を取る」「被害感が強い」といった児童生徒の中には、こうした「人間のよさ」の体験が欠如しているばかりか、児童虐待や家庭内での大人同士の暴力などによって「人間の恐ろしさ」を体験してきた児童生徒も少なくない。

「基本的信頼感が欠如している」と感じられる児童生徒に対しては、教員が、まずは自分だけでもこの子に「人間のよさ」を感じさせ体験させたい、と願って働きかけることからその児童生徒とのかかわりが始まる。



## 【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの ②

### ・心のエネルギーの枯渇

家庭や学校で安心して過ごせる、自分の気持ちをよく分かってもらえる、充実感を体験する、認められるといった体験が心のエネルギーの源となる。

愛される、愛する、大事にする、大事にされる、認める、認められるといった精神的充足が得られることで意欲や成長へのエネルギーが湧いてくる。子どもは家庭でどれだけ心のエネルギーを満たされ学校にやって来るだろうか。学校でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。

様々な問題行動はこうした心のエネルギーの枯渇が原因になっていることが少なくない。

「気になる行動」は「もっと私のことを気にしてほしい」、「手のかかる行動」は「もっとぼくに手をかけてほしい」というメッセージでもある。

不安や放任などで心のエネルギーの枯渇している児童生徒に「がんばれ」「がまんしなさい」などといっても行動には結び付かない。児童生徒は不安と戦い心のエネルギーを満たすことに精一杯で余力がないからである。

教員が「安心感を与える」「楽しさや充実感を感じさせる」「よく認め、ほめる」ことを通して児童生徒の心のエネルギーを充足することが、指導を根付かせるために必要である。

## 【コラム】 児童生徒の問題行動の心理環境的背景にあるもの③

### ・社会的能力の未学習

児童生徒の問題行動の背景に社会的能力の未学習が存在する場合も少なくない。

社会的能力とは社会で生きるための様々な能力である。児童生徒期に必要な社会的能力としては「自己表現力」「自己コントロール力」「状況判断力」「問題解決力」「親和的能力（人と親しく交わる力）」「思いやり」などがある。かつてはこうした社会的能力は幼いころからの家庭でのしつけや地域の人々によって時間をかけて形成されたものである。

しかし現代では、家庭教育の関心が勉強や進学に偏り、社会的能力を育てる家庭教育力の脆弱な家庭も少なくない。地域社会の連帯感の希薄化とともに地域の教育力も低下が指摘されるようになった。社会性の問題は現代の児童生徒の精神発達上大きな問題といえる。

児童生徒が「～しない」ととらえるのではなく「～できない」「～のやり方が分からない」と社会的行動がまだ学習されていない状態、あるいは誤った対応を学習してしまっている状態ととらえる視点が必要である。

## 【コラム】 育てる（発達促進的・開発的）教育相談という考え方

### 学校教育全体を通しての教育相談

教育相談は、児童生徒が成長過程で出会う様々な問題の解決への指導・援助ばかりではなく、学校教育全体にかかわって児童生徒の学習能力や思考力、社会的能力、情緒的豊かさの獲得のための基礎部分ともいえる心の成長を支え、底上げしていくものといえる。以下では、育てる教育相談について紹介する。育てる教育相談という考え方に関しては、現在様々な考えや方法が導入され試行されている段階といえるかもしれない。個々の教員、あるいは学校において、日々の指導の中で児童生徒の実態に応じてこうした方法を活用し互いにその成果を検討し合う時期といえる。最終的には我が国の学校教育の中に統合し組み込んでいくためにも活発な実践と相互啓発が必要である。

### ～育てる（発達促進的・開発的）教育相談のポイント～

#### 《学級雰囲気づくり》

学級風土ともいう。「自由に伸び伸び振る舞える」「温かい」「協力的」「楽しい」「みんなが活躍する」といった雰囲気作りを目指す。そのためには教員がどの児童生徒も分け隔てなく接しなければならない。善悪の基準をはっきりと示し、互いが互いの学びや成長を邪魔しないよう児童生徒の生活をしっかり見守ることが必要である。

#### 《帰属意識の維持》

どの児童生徒も学級に居場所があることが大切である。集団に帰属することは人間の基本的な欲求であり、魅力的な学級であれば帰属意識を持ちやすく意欲も湧いてくる。教員は、居場所を見付けられない児童生徒に十分配慮しなければならない。「先生が自分のことを心配し見守ってくれている」という気持ちが帰属意識の芽生えにつながることになる。

#### 《心のエネルギーの充足》

児童生徒は家庭でどれだけ心のエネルギーを補充されているだろうか。中には家庭不和や放任などのために心のエネルギーをすっかり吸い取られたような状態で登校する児童生徒もいるかもしれない。「勉強どころではない」気持ちで学校生活を送る児童生徒がいるかもしれないという意識が必要である。

そうした児童生徒の存在に気付き、授業や学級活動、部活動の中で心のエネルギーが補充されるよう働きかけたいものである。

具体的には、自分の存在を認められ、大事にされている、守られていると感じる学校生活を体験させる。また、その児童生徒なりに達成したことをよくほめ、認めることで、心のエネルギーの充足を図る。そのようにし

て心のエネルギーが十分充足されて初めて集団行動や社会的行動に意欲を抱くようになるのである。

#### 《児童生徒理解へのかかわり》

児童生徒の家庭状況や学業成績、身体や行動上の問題など、しっかりと児童生徒理解を図る。どのような行動にも「そうせざるを得ない」理由があるという前提で、理解を図る。

できる限り主体的に考えさせ、自分で達成した喜びを体験させる、などの配慮を持ちたいものである。

#### 《学習意欲の育成》

温かく楽しい学級の雰囲気や教員の見守り、心のエネルギーの充足、社会的能力の獲得などが学習意欲を支える。

また、分からないときにはいつでも質問できる受容的な雰囲気や教員と児童生徒が相互的にやり取りできるコミュニケイティブな授業形態なども、児童生徒の心に安心感や充実感をもたらし、そこで得られる相互理解は児童生徒と教員の関係をより深めるものとなる。

児童生徒の興味関心を刺激する教材や授業方法の工夫、意欲が湧くようなほめ言葉、認め言葉の工夫なども、学習意欲や教員との信頼関係を高め、児童生徒の学校適応を促進する大きな要因となる。

他方、学習習慣の育成に向けて児童生徒の視野を広げ、未来へと目を向けさせ、社会で必要とされる知識や知恵を伝える。こうした視野の拡大が、児童生徒に学習の意味を教え、意欲の形成や、学習習慣の育成につながることになる。

#### 《学業へのつまずきへの教育相談的対応》

教科学習のつまずきが不登校など様々な問題行動につながることは少なくない。学校生活の大部分を占める授業がよく分からなければ、不安感や困り感にとらわれ自己イメージが低下し、心が学校から離れてしまう。

学業のつまずきの原因は①学習スキルや学習方法の未獲得、②学習習慣の未形成、③興味関心の偏り、④学業不振の累積による自己イメージの低下、⑤過期待や過干渉、過支配、放任など親の養育態度、⑥不安や情緒的混乱、⑦発達障害など様々なことが考えられる。こうした原因を検討し学校教育の中で改善可能なものに取り組んでいくことが必要である。

学習スキルの未獲得が推測される場合には、学習スキルがどの程度獲得されているかを把握する。「板書の仕方」「学習道具の整理方法」「予習復習の仕方」「参考書の利用方法」「授業中の行動」「テストの受け方」など、学習が成立するための基本的なことが未学習の場合があり得る。

また、学習のつまずきを児童生徒自身に検討させ、児童生徒が自分の理

解状態を把握し、学習方法の改善を模索するのを支援するかわりも大切である。

保護者との面談によって学業の背景にある心理的背景や家庭状況の把握を行い、知能検査や家庭環境調整が必要な場合には、教育相談担当教員やスクールカウンセラーなどと連携し、必要に応じて校外の教育相談専門機関へとつなぐことが重要である

### 【コラム】 情報活用能力

情報活用能力とは、高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中で、児童生徒が、コンピュータやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できることであり、情報教育の目標としての「情報活用能力」を次の三つに整理している。

#### ○情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### ○情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

#### ○情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

### 【コラム】 情報モラル教育

情報モラル教育とは、情報社会やネットワークの特性の一側面として影の部分を理解した上で、よりよいコミュニケーションや人と人との関係づくりのために、今後も変化を続けていくであろう情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身に付けさせる教育である。これらの内容は、情報化社会の進展に伴って変化していくものであるため、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。また、普及の著しい携帯電話を始めとする携帯情報通信端末の様々な問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。



平成23年度の効果の検証から見える  
「規律ある態度」の最重要課題

- ☆ 小学校低学年「学習の準備」「整理整頓」「あいさつ」  
(小学校第2学年の発達に応じた取組)
- ☆ 小学校高学年～中学校「話を聞き、発表する」  
(自分の考えを伝える)



小学校第2学年の発達に応じた取組

- ・机やロッカーの整理整頓をすることができる。
- ・元気よくあいさつをすることができる。
- ・授業の前に、机の上に学習用具を揃えることができる。

小学校2年生は学校生活にも慣れ、周囲と自分を比較して見つめることができるようになってきます。自らを振り返り、自分に厳しくなったり、よりよく生活しようとする心が芽生えてきます。児童の気持ちを尊重しながら、できるようになっていることを教師が確認して伝えていくことが大切です。

★自己肯定感をはぐくむ言葉かけ ★まず教師がほめて育てる

「学習のきまりを守る」—話を聞き、発表する— 小学校第6学年～中学校

- ・先生の話や友だちの発表をしっかりと聞き、自分の考えを伝えることができる。  
(小学校高学年・中学校)※中学校はH24から改訂

小学校高学年から中学校にかけては自分の言葉を表現する方法が多様になってきます。挙手をして発表することだけでなく、記述したり、友達と話し合ったりすることで自分の伝えたいことを表現しています。様々な場面での一人一人の表現方法を探ることが大切です。

★話し合いを重視した授業改善 ★発表しやすい学級の雰囲気

### (3) 学校と警察署との連絡等に関する協定書

写

#### 学校と警察署との連絡等に関する協定書

少年非行は、凶悪・粗暴化、広域化、集団化、低年齢化が年ごとに顕著となり、また、いわゆる出会い系サイトを利用した性非行の多発等児童生徒の事件被害が増大するなど、児童生徒を取り巻く状況は、憂慮すべき現状にある。

児童生徒の健全育成については、これまでも学校と警察署は連携して対策に取り組んできたところであるが、とりわけ児童生徒の非行・問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請される場所であり、犯罪被害防止についても、学校と警察署との連絡・連携を一層充実させる必要がある。

こうした情勢を踏まえて、埼玉県教育委員会（以下「甲」という。）、さいたま市教育委員会（以下「乙」という。）及び埼玉県警察本部（以下「丙」という。）は、学校と警察署との連絡及び相談（以下「連絡等」という。）に関し、次のとおり協定する。

#### （目的）

**第1条** この協定は、児童生徒の健全育成のため、非行・問題行動の防止及び安全確保について、学校と警察署がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、相互にその役割を理解し、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

#### （関係機関）

**第2条** この協定における関係機関は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 埼玉県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校並びにさいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び養護学校（この協定において「学校」という。）
- (5) 埼玉県内の各警察署（この協定において「警察署」という。）

### (関係機関の役割)

第3条 学校と警察署は、個々の非行・問題行動に関し、必要な情報の連絡等を行うものとする。

2 学校と警察署は、非行・問題行動に関し、必要に応じ協力して対策を講ずるものとする。

3 甲、乙及び丙は、学校と警察署の連携が円滑に行えるよう、それぞれ所管する学校又は警察署に対して、指導・助言を行うものとする。

### (連絡等の対象事案)

第4条 この協定に基づく連絡等の対象事案は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ掲げる事案とする。

#### (1) 警察署から学校への連絡等

ア 逮捕事案及び身柄付きで通告した触法事案

イ 前記アに該当する事案以外の事案で、警察署長が継続的な対応を必要と認める次のいずれかに該当するもの

(ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案

(イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案

(ウ) 集団で非行・問題行動を起こした事案

(エ) 薬物等の乱用事案

(オ) 不良行為を繰り返すなど、虞犯性が強い事案

(カ) 不良行為少年として補導された者について、特に学校へ連絡が必要と認める事案

#### (2) 学校から警察署への連絡等

ア 児童生徒の非行・問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

イ 学校内外における児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

### (連絡等の内容)

第5条 この協定に基づく連絡等の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など、校長又は警察署長が必要と認める事項とする。

### (連絡等の方法)

第6条 連絡等については、次の各時に掲げるところにより、連絡責任者及び連絡担当者を定めるものとする。

- (1) 学校にあっては、連絡責任者は校長、連絡担当者は校長の指定する者
- (2) 警察署にあっては、連絡責任者は警察署長、連絡担当者は警察署長の指定する者

2 連絡等は、面接又は電話により行うものとする。

### (適正な情報管理)

第7条 連絡等の際には、児童生徒の健全育成及び個人情報保護の観点から、次の各号に掲げることに配慮するものとする。

- (1) 連絡等の内容について、秘密保持の徹底に努めること。
- (2) 連絡等の内容の正確を期すること。
- (3) 対象事案に関係した児童生徒の対応に当たっては、本協定の趣旨や目的を踏まえ、連絡等の内容を適正に反映させること。

### (協議)

第8条 本協定の円滑な実施のため必要があるときは、甲、乙及び丙は協議して所要の措置を誼ずるものとする。

### (経費の負担)

第9条 本協定の実施に係る費用は、第2条各号に掲げる関係機関がそれぞれ負担するものとする。

### (施行日等)

第10条 この協定は、平成16年2月1日から施行する。



## (4) 生徒懲戒チェックリスト等

### 生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト

県立学校部生徒指導課

<input type="checkbox"/>	1	生徒への懲戒に関する基準について、校内規程で具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	2	生徒への懲戒に関する基準を生徒や保護者に周知している。
<input type="checkbox"/>	3	生徒への懲戒に関する基準について、点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直している。
<input type="checkbox"/>	4	事故等が発生した際、適切かつ迅速に対応するための「危機管理マニュアル」等が整備されている。
<input type="checkbox"/>	5	校内研修会等を通じ、平成21年5月11日付教生指第114号「生徒懲戒の適切な運用について（通知）」に基づき、通知の留意点等について、教職員に周知し、学校全体としての一貫した指導を進めている。
<input type="checkbox"/>	6	長期休業中等を含め、生徒の非行・問題行動が発生した場合、速やかに、校長に報告が届くシステムが確立されている。
<input type="checkbox"/>	7	問題行動の発生後、懲戒処分の実施まで、臨時職員会議を開くなど、慎重かつ迅速に手続きが行われている。
<input type="checkbox"/>	8	いわゆる「自宅待機」を命ずることについては、他の生徒に危害が及ぶ可能性があるなど、やむを得ない場合に限定し、個別に事案の検討を十分に行い、慎重に判断している。また、自宅待機の期間は極力短くするとともに、その日数は懲戒処分の期間に含めている。
<input type="checkbox"/>	9	「懲戒処分としての退学」と「自主的な進路変更」との違いについて、保護者・生徒から誤解を招かないように注意している。
<input type="checkbox"/>	10	生徒への懲戒を行うに当たっては、事実関係の調査や保護者への連絡など、適正な手続きを経ている。
<input type="checkbox"/>	11	事実確認の実施に当たっては、対応者やその人数、場所、要する時間について、合理的範囲を逸脱しないように対応するとともに、食事、用便等について、配慮している。
<input type="checkbox"/>	12	授業時間中の事実確認の実施に当たっては、当該授業を出席・公欠扱いとするとともに、補習授業を行うなどの配慮をしている。
<input type="checkbox"/>	13	懲戒処分の原案の作成に当たっては、生徒への懲戒に関する基準に照らしながら、個別に審議し、管理職が参加する会議で検討している。
<input type="checkbox"/>	14	生徒の進退に関わる処分を検討する場合は、県教育委員会と連携し、適切な懲戒処分が行われるよう心掛けている。
<input type="checkbox"/>	15	懲戒処分の原案は、職員会議で検討し、校長が決定するとともに、会議録を適切に作成し保管している。
<input type="checkbox"/>	16	懲戒処分を命ずる時には、校長が保護者・生徒に対し、口頭または文書で行っている。
<input type="checkbox"/>	17	懲戒処分を命ずる時には、生徒等に弁明の機会を与えている。
<input type="checkbox"/>	18	「謹慎」や「停学」の懲戒処分を命ずる時には、その終期を明示している。
<input type="checkbox"/>	19	懲戒処分期間中に、自己を振り返る機会を与えるため、社会体験活動を行うなどの工夫を行っている。
<input type="checkbox"/>	20	懲戒処分期間中に新たな問題行動が生じた場合は、処分期間を延長せず、その問題行動への対応について別途検討している。
<input type="checkbox"/>	21	生徒への懲戒を行う際には、事実概要を記録としてまとめ、適正に保管している。
<input type="checkbox"/>	22	「停学」または「退学」の懲戒処分を行った場合は、校長はその旨を指導要録に記載し、速やかに県教育委員会に報告している。
<input type="checkbox"/>	23	事後指導として、当該生徒のスムーズな学校復帰や定期的な面接指導などを実施している。

◎ チェックした結果により、現状の見直しや改善に生かしてください。

## (5) 生徒指導関係法令

### ○学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

### ○学校教育法施行規則

第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- 3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
  - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

### ○埼玉県立中学校管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則25号）

#### （懲戒）

- 第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 2 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長が行う。
  - 3 前項による退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
    - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
    - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
    - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
    - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - 4 退学の処分を行った場合は、校長はその旨をその者の指導要録に記載し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

### ○埼玉県立高等学校通則（昭和30年9月1日教育委員会規則5号）

#### （懲戒）

- 第二十七条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。
- 2 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
  - 3 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
    - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
    - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
    - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
    - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
  - 4 前各項による懲戒の手續その他必要な事項は、別に定める。

# I's

Newニュー・アイス

この目であなたを見守るよ  
きっと合図を受け止める  
ずっと君を愛してる  
私がいるから大丈夫

